



児童課長	飯田宏基	総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	中山義之
産業振興課長	上田忠次	土木課長	神野忠昭
都市整備課長	三輪秀樹	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	鈴木博貴	学校教育課長	渡邊一弘
生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修	図書館長	山田淳

5 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	書記	佐藤文彦
書記	川村紀子		

6 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） 会議に入ります前に、高橋八重典議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と三浦義光議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（平野広行君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） 皆様、おはようございます。

3番 小久保照枝でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、子育てと女性活躍の環境づくりをと題しまして、小項目、社会とつながる子育てのための環境づくりについてお伺いいたします。

今日のコロナ禍も言うに及ばず、日本では子育てでのお母さんの負担が大きな社会問題になっています。

その1つは、お母さんが赤ちゃんと家で2人きりになってしまうため、育児の負担や悩みを1人で抱え込んでしまうということです。それまで仕事に励んできた人ならなおさらのこと、社会からの隔絶感や孤立感、産後の職場復帰も含め不安が募るのも想像に難くありません。

いわゆる産後鬱や、子育てと家事プラス仕事の全てを1人でこなさなければならない状況のワンオペ育児、また子供への虐待など、子育てをめぐる状況は残念ながら昨今ひどくなっており、特に授乳期のお母さんにとっては、明日は我が身と身につまされる問題であります。

一方で、出産を機に仕事を辞める女性が年間20万人に上り、これに伴う経済損失が約1.2兆円になるとの試算を第一生命経済研究所が発表いたしました。女性が仕事を続けられる環境の整備は、経済政策としても重要なことが裏打ちされています。

平成30年11月の内閣府男女共同参画局の「第1子出産前後の女性の継続就業率及び出産・育児と女性の就業状況について」には、第1子出産前後に女性が就業を継続する割合は53.1%まで上昇したが、第1子出産を機に離職する女性の割合は46.9%で、依然として高い

状況にあると発表されました。

パート・派遣社員の就業継続率も25.2%と、依然として低い状況にあり、出産を機に退職する女性が多く、育児休業制度を利用しての継続は、パート・派遣社員では半数にも満たないとあります。

多くのお母さんが子育てをしながら働きたいと考える一方で、働くことをためらってしまうお母さんがいます。その理由にはどのようなことがあるのか、お母さんたちの声を聞くと、例えば産休、休業制度が使えなかったり、使いにくかったりする職場であることや、子育てならではの事情で早退、欠勤することに対する周囲の反応と職場環境への不安があるようです。

そこで、女性が育児と仕事を両立させることに対して、本市としてどのように働きかけることが大切と考えるかお伺いしたいと思います。

まず初めに、若い世代に対して、楽しい子育てと女性活躍との両立をどのように取り組んでいるかお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） おはようございます。

楽しい子育てと女性活躍との両立に関する市の取組については、市総合計画をはじめ、子ども・子育て支援事業計画や、男女共同参画プランに基づき、各部署で様々な事業を展開しております。

子育てに係る主な取組としましては、女性の就労を支える基本的な事業である保育所や児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなどにおいて、共働きや独り親家庭への支援の充実に努めております。

また、子育て支援センターでの「お父さんと遊ぼう、祖父母と遊ぼう」や、保健センターで本年度から開催するパパママ教室といった、母親の身近にいる方の育児参加を促す事業を実施しております。

今後も就労する母親の負担を少しでも軽減できるよう、女性の仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスを念頭に置いた取組を推進してまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

本市は、子育て支援、また就労する母親の負担を軽減できるよう、多くの事業を推進し取り組んでこられております。母親の身近にいる方の育児参加を促す事業や、病児・病後サポート事業など、本当にたくさんしていただいております。

現在、1階のフロアにもファミリー・サポート・センターの協力会員の募集や、また子育てとは違いますが、その横には高齢者買物支援サービス、ささえあいセンターの協力会員募

集のパネルが置かれております。支える人、見守る人を増やす地域社会ができれば、住みよい環境になっていくと思います。私もファミリー・サポート・センター協力会員に申し込み、また受講したいと思っております。今後、ワーク・ライフ・バランスの取組とともに、引き続きサポート事業もよろしくお願いいたします。

先日、子育て支援と女性支援をテーマに、モーハウス（NPO子連れスタイル推進協会）の活動を伺いました。代表理事の光畑由香さんは、3児の母であり、お母さんが安心して母乳を上げられる授乳服の考案者でもあります。モーハウスを1997年、子連れで企業を立ち上げ、その初期の女性起業家です。

御自身の体験で、生後1か月の我が子と外出中の電車の中で子供が泣き出し、周囲が注目する中で母乳を与えるしか答えがなかったことや、産後の職場復帰への困難さの経験から、子育て中の女性が社会とつながるためのツールとして、機能的な授乳服の開発に至ったと言われました。この授乳服は、どこから見ても肌が見えず、子供が欲しがったら素早く母乳を与えることができる服です。まさしく授乳服が授乳室のような空間です。

モーハウス、光畑由香さんは、女性の働きやすさのために必要なことは何かとの問いかけに、お母さんが緩やかに社会とつながることを願って、子連れ出勤という働き方を提唱しました。授乳服を機能服と捉え活用を広めることで、内向きになりがちな子育て中の女性の意識や精神の変革を図り、また古くて新しいワークスタイルとして提唱する子連れ出勤という選択肢を増やすことで、お母さんが選べるという自由を持てるのではないかと、そう考えたそうです。

働くママが社会を変えるというユニークな働き方をモットーに、子育て中の女性が社会とつながるためのツールとして授乳服を活用し、子供を産んでも今までと同じように出かけたがり、仕事が続けられるとすれば、それが理想であり、むしろ自然体ではないかと思えます。楽しそうに子育てする姿を周りに見せることは、社会貢献に近いシーンではないでしょうか。若い世代は子育てに関してポジティブなイメージを持っていますが、その姿を見ることで、子育ての仕方や発想、考え方も変わると思えます。

また、両立支援制度の充実として、男性育児休暇も始まっておりますが、その点も踏まえて、子育て中の女性が社会とつながり、仕事が継続できるようにするために、行政はどのようなサポートができるかお尋ねいたします。

まずは、市職員の育児休暇の取組をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 職員におきましては、国家公務員と同様に産前・産後休暇や育児休業をはじめとし、小学校就学前の子を対象とする部分休業、子の看護休暇、早出遅出勤務制度などの両立支援制度を設けております。

また、男性におきましては、妻の出産に伴う休暇や、育児参加のための休暇が設けられております。

今後、育児休業制度等が拡大され、これまで原則1回だった取得回数につきまして、2回まで取得可能となり、これにより夫婦で交代して育児休業を取得しやすくなるといったことも想定されまして、男性におきましては、さきの原則2回まで取得可能となることに加えまして、いわゆる男性の産休（産後パパ育休）として、女性の産後休暇期間である子の出生後8週間以内で2回まで育児休業が取得可能となるなどの男性の育児参加の促進が図られています。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

市としては推進が図られているということです。

男性の育児休業取得は、産前・産後の奥さんにとって心強い育児支援であります。育児休暇が取りやすい環境、またほかの市町でもマニュアルをつくっていらっしゃる場所もありますので、そういった形で本市においてもつくっていただき、推進していただきたいと思っております。

次に、企業や市民へのサポートをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 企業向けには現在、子育てしやすい職場環境づくりやワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組む企業に対し、奨励や優遇措置を受けられる企業登録制度などを愛知県が行っております。本市としましても、この制度などを市ホームページやチラシにてPRしておりますので、引き続き行ってまいりたいと考えております。

子育て支援に係るサポートといたしましては、まずは保育所及び児童クラブにおいて、待機児童を出さないことを原則として事業を進めてまいります。その中で多様化する保護者の勤務体系に対応するため、本市で遅れている保育所の土曜日1日保育の実現に向け、引き続き正規職員を含む保育士の確保に努めてまいります。

また、児童クラブにおきましては、保護者のお迎えが遅れ、利用時間である午後6時半を過ぎる場合には、ファミリー・サポート・センターの協力会員である放課後児童支援員にその対応を行っていただいております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

企業に対して子育てしやすい職場環境づくりを推進する取組が県で図られているということのPR、またそういったホームページでお知らせしていただくということと、また多様化

する保護者の勤務状態に対応するため、保育所の土曜1日保育の実現を目指すという力強いサポートの御答弁をいただきました。

先ほど紹介いたしました機能的な授乳服ですが、実は防災服にも役立つと考えます。避難所は究極の公共の場です。ストレスが高まる避難所生活では、女性や子供への暴力が発生しやすくなるとも聞かれます。死角になる授乳スペースや更衣室の設置は、かえって犯罪を呼ぶ場所になり得ることは、災害被災地などの避難所づくりの反省点から繰り返し指摘をされてきております。そういった意味においても、授乳スペース以外の場所で機能的な授乳服を着たお母さんが赤ちゃんをだっこして、人目を気にせず母乳を飲ませることができれば、とても安全だと考えます。さらに、避難所先での母子のストレスが少しでも減れば、赤ちゃんの安心にもつながります。

また、授乳中のお母さんが避難所でも安心して母乳を与え続けることができれば、粉ミルクが必要なお母さんには備蓄されているミルクが適切に行き渡ることにつながり、双方が安心して子育てできる環境をつくることも考えられないでしょうか。

そこで質問いたします。

妊婦や授乳中のお母さんに対して、授乳服の啓発や防災用として災害時の備蓄品に加えることができないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 本市は、災害時の避難所生活で、授乳が必要な方のために、避難所内の個室や着替え用テント、間仕切りパーティションなどを活用し、授乳スペースを設けて対応します。

広報6月号に掲載しておりますが、昨年度名古屋市守山区にあります丸真株式会社様からバスタオルなどのタオル製品を約9,700枚寄附していただき、その中に授乳ケープの代用品として使用できるラップタオルが約1,500枚あり、既に1次開設と2次開設の避難所に配備しておりますので、災害時には配付が可能となっております。こちらのものになります。

いずれにしましても、授乳服は平時にも大変便利なものでありますので、必要なものは自ら用意するという自助の観点で、乳児がいる御家庭には非常時持ち出し品の1つとして準備していただくように、ホームページ、広報、子育てガイドへの掲載、またワークショップ、出前講座、赤ちゃん訪問などで日頃から啓発してまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

まずは、御寄附していただきました丸真株式会社様に感謝申し上げます。

授乳ケープに関しては、赤ちゃんを覆いかぶせるということで、湿度や二酸化炭素濃度が高くなり、授乳環境にはよくないと研究データが出ています。こういったことも出前講座、

赤ちゃん訪問などで授乳服の啓発とともに周知をしていただきたいと思います。

次に、小項目2つ目、女性の人材育成についてお伺いいたします。

コロナ禍の影響で、非正規などで働く女性を中心に、減収や失業などで困窮する人が増えています。

一方、デジタル分野の仕事は感染症の影響を受けにくく、今後、社会のデジタル化でその分野の人手不足が続き、労働力を求めるニーズが高まると言われています。2030年に情報システム部門などで働くIT人材が、最大で79万人不足すると試算されています。また、育児や介護をしながら、テレワークで取り組めるようにする企業も出てきています。この機会を生かし、希望する女性がデジタルのスキルを習得し仕事ができるように、政策として後押しすべきだと考えます。

本市においては、母子家庭等就業支援講習会を募集しています。独り親家庭の母などの自立を促進することを目的に、就職に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講習会です。講習科目は、パソコン講習（初級・中級）各20人、介護職員初任者研修2コース各20人、調剤薬局事務講習2コース20人、日商簿記3級講習20人、登録販売者講習40人、仕事に役立つパソコン講習20人、福祉用具専門相談員研修20人。受講料無料。教材費、交通費は自己負担。場所は、名古屋駅前のヒューマンアカデミーで行われます。この主催は、愛知県母子寡婦福祉連合会です。

そこで質問いたします。

受講申込者の進捗状況をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 当該講習会の申込者の進捗状況につきましては、令和2年度は8名応募して3名が当選、令和3年度は7名応募して3名が当選、令和4年度は現在4名が応募されている状況でございます。

なお、受講希望者は毎年多数ございますが、平日の開催や託児の問題などにより申込み自体を諦める方もいる状況でございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

受講希望者は毎年多く、平日の開催や託児の問題により申込み自体を諦める方も見えるということですね。

兵庫県宝塚市では、地域女性活躍推進交付金を活用し、コロナで困難を抱える女性への支援の一環として、パソコン講座を実施しています。市がNPO法人に業務を委託し、この講座で初級編から仕事に役立つ実践編までのスキルを習得でき、好評を博しているそうです。

本市においても、地域女性活躍推進交付金を活用して、名古屋まで出かけるのが困難な妊

産婦の方などに、Wi-Fi完備も整う弥富まちなか交流館で学習室を利用し、女性支援の一環としてパソコン講座を実施し取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。お答えください。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 施設の環境条件や市の中心部という立地条件が整っている弥富まちなか交流館を利用した御提案でございますが、弥富まちなか交流館は、市民活動団体に登録していただいた方々による打合せや資料作りなどのワークスペースの場としての活用を想定しており、団体登録者以外の方が参加する講習会や講座などの利用はできないこととなっております。

議員御提案の交付金を活用した講座等を開く場合には、所管課による主催事業として、社会教育センターなどの施設を御利用して実施することとなります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

新しく開設した弥富まちなか交流館は、市民活動団体に登録された方々が利用できるということですね。市民の方が使いやすい環境をつくっていただきたいと思います。

講座等の主催事業は、社会教育センターで実施することができるということです。国としても、女性デジタル人材育成を推進する方針を決定しています。

市長の御所見と総括をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により社会構造が大きく変化し、ビジネスモデルや業務、組織等を変革するデジタル・トランスフォーメーション、いわゆるDXの必要性がますます高まることが見込まれております。DX推進を担うデジタル人材につきましては、質的、量的不足が指摘されており、その育成・確保が急務であると認識をしております。

議員御指摘の、仕事と子育ての両立しやすい環境や女性の多様な働き方や生活の質の向上にも資することから、女性デジタル人材の育成は重点課題であります。

女性デジタル人材の育成、ITスキル取得などの推進につきましては、令和3年6月に国におきまして策定した女性活躍・男女共同参画の重点方針2021の中で、コロナ対策の中心に女性を定め、地域女性活躍交付金により、女性デジタル人材の育成等を支援することとされております。

このような中、本市におきましては、国で実施する求職者支援制度、教育訓練給付制度、大学リカレント教育推進事業や、県が令和3年度に策定したあいちデジタル人材育成支援アクションプランの中に、デジタル人材育成メニューがありますことから、これらの事業の案

内・周知を行い、また地域女性活躍推進交付金の活用につきましても、他市町村の事例も参考にしながら、調査・研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

先ほど、講習会の進捗を聞かせていただいた中で、平日の開催や託児の問題で名古屋まで出かけるのが困難な方が多くいらっしゃるということでした。そういった方のためにもパソコン教室を開催し、若い人が新しい仕事に取り組みやすくするための女性デジタル人材育成に取り組んでいただきたいと強く要望いたします。

それでは続きまして、2点目の質問に入らせていただきます。

市民の健康を守る啓発と周知についてと題し、小項目、帯状疱疹予防接種費用の助成についてお伺いいたします。

コロナ禍になり、私の身近な方や市民の方にも帯状疱疹に罹患され、長引く痛みを苦しんだお声を伺っております。

帯状疱疹とは、痛みを伴う湿疹が帯のように広がる病気です。初感染で水疱を引き起こした後、近く神経節に潜伏し、加齢やストレスなどで免疫力が低下することが誘因となり、再活性化を起こし、帯状疱疹として発病します。症状は、体の左右どちらか一方にぴりぴり刺すような痛みを感じた後、赤い湿疹や水膨れが出て、多くの方が子供の頃に感染する水ぼうそうのウイルスが原因で起こります。90%以上、日本人の体内にこのウイルスが潜伏し、年間60万人が罹患し、80歳までに3人に1人がかかると言われる病気です。

また、50代から発症率が高くなり、治療が遅れると、合併症や後遺症として帯状疱疹、神経痛を引き起こす可能性があります。

我が国では、50歳以上の方への予防接種が認められ、接種費用の助成を始められた自治体もあります。現在、愛知県内で帯状疱疹予防接種費用の助成実施は、名古屋市及び刈谷市、本年度からは大府市、稲沢市、蒲郡市をはじめ少しずつ増えてきております。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う生活や行動の制限がストレスや運動不足につながり、帯状疱疹の罹患者の増加が予想されます。

そこでお伺いいたします。

国で2016年に水痘ワクチン（生ワクチン）が帯状疱疹にも拡大され、2020年1月には不活化ワクチンが認可されました。ワクチンの効果をどのように考えるかお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 帯状疱疹ワクチンは、現在2種類ありまして、そのうちの1つが不活化ワクチンでございます。不活化ワクチンは、50歳以上の方に2か月の間隔を空けて2回、筋肉内に注射をします。

厚生労働省第8回ワクチン評価に関する小委員会の報告では、带状疱疹に対する有効性は50歳以上で97.2%、70歳以上で89.8%と、いずれの年齢層においても優れた予防効果を示し、また、有効性が持続することも示されました。本ワクチンの带状疱疹に対する予防効果や安全が評価されていると考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

本市では、どの年代の方がどれほどの割合で带状疱疹に罹患されているかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市では、带状疱疹に罹患されている方のデータは把握しておりませんが、60歳以上の方を対象とした研究では、带状疱疹の罹患率は1.02%と報告されております。

本市では、令和4年4月1日現在、60歳以上の人口は約1万4,000人で、この罹患率を当てはめてみますと、年間約140の方が带状疱疹に罹患されると予測できます。

また、带状疱疹を発症した方の約2割の方が重症化し、带状疱疹後、神経痛に移行すると言われております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

次に、带状疱疹のワクチンがあることを知らない人も多く、今宣伝でもよく流れておりますけれど、早期受診につながるよう周知啓発ができないかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 带状疱疹は、加齢やストレス、疲労などで免疫力の低下が原因で発症リスクが高くなります。今後、带状疱疹を患う方が増える可能性があります。

本市といたしましては、带状疱疹という病気につきまして、またワクチンで予防できることにつきまして、市の広報やホームページ、メール等を活用し、周知に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

水痘ワクチン1回接種の接種費用は約8,000円、带状疱疹ワクチン2回接種の接種費用は1回約2万2,000円と高額です。しかし、治療費と後遺症による痛みのことを考えると早期助成を開始していただきたいですが、接種費用の助成について、市の考えをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市といたしましては、近隣の市町村の動向などを注視してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

ワクチンの効果はあり、罹患率も高い、重症化しやすい、接種費用は高額、広報等で带状疱疹という病気がワクチンで予防できることを周知いたしましても、高額なワクチンを出して接種される方は少ないと思います。

高齢化が進む中で、市民の健康寿命を守るためにも、費用助成で市民の経済的負担を図り、広報で周知すべきだと思っておりますが、市長の御所見をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 带状疱疹ワクチンにつきまして、小久保議員から質問をいただいているわけですが、議員おっしゃいますように、大変高い効果があるということでございます。近隣市町も徐々にですが、このワクチンに対しまして補助を進めているところでございます。弥富市につきましても、今議会に対しましては、近隣市町の動向を注視してまいりますが、今後また調査・研究を重ねまして、その対応に当たってまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） しっかりと検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、小項目、深刻化する香害問題についてお伺いいたします。

香りの害と書いて香害。この言葉を御存じの方はどのぐらいいらっしゃるでしょうか。最近、マスコミでも取り上げられる機会があり、知っている方が増える一方で、まだまだ耳慣れない方も多いことだと思います。

発端は、海外で生産された香りの強い柔軟剤が人気となって、国内メーカーも人工的に強い香りの柔軟剤や合成洗剤、消臭剤などを次々と発売して人気となったことが、かえって香りへの相談件数も増加してきました。人工的な香り成分はメーカー非公開ですが、化学物質でつくられており、これらを吸い込み続けることで化学物質過敏症を発症してしまうそうです。今、化学物質過敏症で苦しむ人は100万人を超えているとも言われ、2009年には病名登録されました。

香害は自分で使用しないのに被害を受けるというものであり、問題なのはこの香害によりそれまでの日常生活が困難になり、仕事が続けられなくなったり、学校に通えなくなったりするなど、被害の訴えは広がっています。しかし、香りは個人の好み問題とされ、被害を受けている人がただ単に神経質な人という偏見の目から、誰にも救済されず孤立しがちである

ことが現状です。

国民生活センターでは、2020年4月に、柔軟仕上げ剤の匂いに関する情報提供を公表いたしました。その情報提供では、柔軟剤の匂いに関する相談件数は年間130から250件ほどの情報が寄せられているとのことであります。しかし、残念なことにこの問題は原因がはっきりと解明されておらず、規制がないことから対応が困難であるのが現状です。

香りの感じ方は、自分にとっては快適でも、他人は不快に感じることもあるということを認識してもらうことが重要です。調べますと、非常に工夫された分かりやすいポスターを作成された自治体もあります。今後、多くの市民の方に認識していただく大切な取組になると考えます。

そこでお伺いいたします。

香害に対しての認識をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 近年、柔軟仕上げ剤などの香りによって、不快感や頭痛、吐き気、目まい等の体調不良の相談が国民生活センターなどに寄せられていることを認識しております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

それでは、香りのエチケットポスターの作製、公共施設やホームページでの記載、広報などで啓発していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 香りの強さの感じ方には個人差があります。自分にとって快適な香りでも不快に感じる人がいることを理解していただくことが大切ですので、本市としましては市民の皆様へ市ホームページで啓発してまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

不快というよりも、化学物質過敏症という病気になってしまうこと、病気になって苦しんでいる人がいることを一人でも多くの方に知っていただくことが大切だと思います。これからも市民の健康を守る啓発と周知をよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） この後に質問予定の佐藤高次議員から通告の全部を取り下げる旨の申出があり、これを認めましたのでよろしくお願い申し上げます。

暫時休憩します。再開は午前10時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、大きく2題、質問をいたします。

まず、学校給食について伺います。

弥富市では、学校現場において食育に大変力を入れており、また自校調理で地場の食材も取り入れて、おいしく児童・生徒の皆さんに食べてもらっていることは、過去の議会の中で取り上げられたり、マスコミに取り上げられたりしたことからも存じております。私自身も給食を食べさせてもらう機会が以前にあり、おいしくいただいた記憶がございます。

まずは、市内小学校、中学校の給食費をお伺いします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 1食当たりの給食費について、小学校は260円、中学校は300円でございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 原油価格の高騰など、様々な要因が重なって、食材の値上げが相次ぐ中、学校給食に関しても苦慮されているとの報道も目にしています。

本市においても、物価上昇に伴う給食費への影響はあるのか、お尋ねいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 最近の社会情勢による原油価格の高騰、物価上昇の影響は、食材購入価格に現れています。一例を挙げますと、菜種油一斗缶で、令和3年度2,700円が5,380円、2,680円増、大豆油一斗缶で2,700円が4,660円、1,960円増、小麦粉5キログラム875円が948円、73円増などがあります。また、この影響はこの後も続くことが懸念されております。

そのような中、小・中学校では、栄養教諭を中心に食材費高騰に対応するため、使う食材や調理法を考えながら、良質な学校給食の維持に努めております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 今、一例を出していただいたものにつきましても、すごく大幅な上昇がしており、大変驚いているところでございます。

今回は、新型コロナウイルス感染症を受けた地方創生臨時交付金の活用によって給食費の補助という形で家計への援助をする予定と伺っておりますが、給食費を過去値上げしたこと

はあるのでしょうか。あるとしたら、そのタイミングはどのようなタイミングだったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 給食費の変遷につきましては、平成21年度に小学校が230円から250円に、中学校が270円から290円に値上げをしました。これは輸入食材の安全性問題から、国産品に変更する必要があったためでございます。

次に、平成26年度に、小学校は250円から260円とし、中学校は290円から300円としました。これは消費税が5%から8%に増税となったことに対応するためでございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 現在の物価上昇に伴って、給食が良質な食材の確保、栄養価の保持、適切な量の提供など、安全に提供されているのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 学校給食は、子供たちの心身ともに健康な体づくりを支える大きな役割を担っております。給食の提供につきましては、国のガイドラインにより一定の栄養価の摂取、年齢に応じた量などが決められております。食材の高騰等が続きますが、献立や調理法を工夫しながら、安全で良質な学校給食の維持に努めております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 栄養教諭の先生方が懸命にやっぺらっぺらるので、心配は要らないと思っておりますが、メニューが減る、食材を変更せざるを得ないというようなことをしている自治体もあるとお聞きしましたので、確認のためお伺いさせていただきました。

さて、弥富の子供たちが地元のものをおいしく、おなかいっぱい食べてたくましく育ってくれることは、弥富の宝である子供たちの将来にとっても大変有意義なことであると思えます。

また、中学生は制服やかばん、教材費、部活動など、小学生のときよりも何かとお金がかかる時期でもあり、今年に入ってから様々な物価の上昇のあおりを受けている世代でもあると思えます。そんな中学生に対して、学校給食の無償化の検討はなされないのでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 学校給食法及び施行令では、設置者が負担する経費として、施設整備費と修繕費、人件費とされており、それ以外の経費は保護者負担とされております。本市では、保護者の皆様には、食材費のみを給食費として御負担いただいているところでございます。

また、本市では、自校方式で給食を提供しております。これにより温かいものは温かく、冷たいものは冷たく食べることができています。また、きめ細かな食物アレルギーにも対応

しております。

今後も自校方式を維持しながら、将来にわたり安全・安心でおいしい学校給食を実施するためには、食材費については引き続き保護者の皆様をお願いしたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 仮に実施するとしたらどのような費用がかかるのか、試算を御答弁お願いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 中学校の給食費を無償化したときに必要とされる予算につきましては、令和4年5月1日現在の生徒数と令和2年度の給食数を基に積算しますと、約5,732万円の予算措置が必要となります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 近隣市町では、無償化の声も聞こえてくるわけですが、何かとお金がかかってしまう中学生だけでもという思いで質問をさせていただきました。

続きまして、タブレット端末を活用した教育についての質問に移ります。

令和2年度から小・中学生の児童・生徒に対し、1人1台のタブレットが提供されました。コロナ禍により前倒しで導入し、受け入れる準備をする時間もなかった導入初期だったとは思いますが、それから2年弱がたちました。GIGAスクール構想によって、1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供をはじめ、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質、能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること、またこれまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師、児童・生徒の力を最大限に引き出すことを目的とされ、導入されました。導入するだけでなく、活用され、効果あるものにしていかなければなりません。このタブレットの導入効果は、どのように分析されているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 学校では、学年に応じた活用を進めております。

小学校低学年では、観察や見学の授業などでカメラ機能を活用し、高学年では、Teamsを活用し共同学習などにも活用しています。中学校では、多くの機能を活用し、総合的に活用しております。どの活用方法も視覚的に情報を捉えることができ、効率的な授業に役立っています。

指導する教員については、市雇用ICT支援員を活用し、教員のスキルアップに努めながら導入効果を高めております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 前にも述べさせていただきましたが、多様な子供たちを誰一人取り残

すことのない、公正に個別最適化された学びを持続的に実現させるための1人1台端末の導入経緯です。それは、適応指導教室に通う子たちにも適用されることだと思います。この教室では、効果的に自学・自習の学習に活用することも可能だと考えます。適応指導教室における1人1台タブレットの導入はどのようになっているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 現在、適応指導教室に整備されているタブレットは2台、その他のパソコンが2台の合計4台の機器を使用し、調べもの学習などに活用しております。

今年、一部のタブレットをリース更新することに伴い、リース切れとなるタブレットの再配置について調整し、10台程度新たに整備する予定です。施設の現在の在籍数は8人です。昨年度3月は23人の在籍数でした。1人1台の整備とはなりません、これまで以上に活用し、自主的な学びが可能となり、学びが広がると考えています。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 続きまして、学級閉鎖時の課題の配付や提出、また不登校児に対する学習支援などの活用にも、タブレットの利便性があると考えます。

そのような学級閉鎖や不登校児に対するタブレットの活用はどのようにお考えでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 現在は、一時的な学級閉鎖や不登校児童・生徒へのタブレットの持ち帰りによる補習授業は行っておりません。しかしながら、適応指導教室においては、タブレットを整備していますので、その活用が可能となっています。

今後も、不登校の子供たちには適応指導教室という選択肢があることを伝え、入室を促し、学びを提供してまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 家庭学習や前述のような場合には、家庭にタブレットを持ち帰って活用することは有効です。他市町でも、タブレットの持ち帰りをしているところもあります。

本市において、タブレットの持ち帰りの検討はなされないのでしょうか。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） タブレットの持ち帰りにつきましては、7月にドリルソフトを導入し、9月頃からタブレットの活用がこれまで以上に広がります。11月頃から学校の判断により、ドリルソフト等を活用した持ち帰りによる活用を始める予定でございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） ドリルソフトの導入により、より家庭学習がしやすいツールが増え、タブレットの活用方法も広がっていくことかと思えます。せっかく導入したものですから、効果のある使い方をどんどんしていただき、学習効果を高めていただきたいと思います。

また、図書館へのWi-Fi環境の整備も通信による学習環境整備の一環だと私は捉えているものですから、こちらも活用していただき、必要であれば、他の公共施設にも広げていただきたいと思います。

次に、2題目です。

環境月間を迎え、本市における環境の取組についてお伺いをいたします。

6月5日は環境の日であります。これは1972年6月5日からストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して定められたものであります。

国連では、日本の提案を受けて、6月5日を世界環境デーと定めており、日本では平成5年に環境基本法が環境の日を定めております。また、1991年からは6月の1か月間を環境月間とし、全国で様々な行事が行われています。

一方、政府のほうは経済財政運営と改革の基本方針2021、いわゆる骨太の方針において、4つの原動力の推進という柱の中で、トップに「グリーン社会の実現」というものをデジタル化の加速、活力ある地方づくり、子育てしやすい社会の実現とともに上げており、グリーン政策への重点的な資源配分を行うことをうたっています。

また、安藤市長の令和4年度の施政方針の中にも、昨年度までは入っていなかった環境への配慮をした発言があり、このような時代に即した温室効果ガス抑制への強い意志を感じ取ることができました。

そこで、質問に移ります。

まずは、環境課題に対する市長の思いをお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 地球規模におきます環境問題の1つに地球温暖化がございます。

本市では、弥富市地球温暖化対策実行計画事務事業編として、「やとみ・エコオフィスプラン2030」において、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比40%の削減を目標としております。

かけがえのない地球環境を次の世代に引き継いでいくためには、一人一人の行動の積み重ねが重要となります。温室効果ガスの抑制のために、本市の計画を着実に推進してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 計画の着実な推進、よろしくお願いいたします。

次に、ごみについての現状を確認させていただきたいと思います。

過去5年間の収集ごみ量の推移をお尋ねします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 平成29年度は約9,549トン、平成30年度が約9,719トン、令和

元年度約9,857トン、令和2年度約1万63トン、令和3年度約9,745トンでございます。

令和2年度のごみの量が他年度と比べ多いのは、コロナ禍で在宅する時間が長く、自宅を整理する人により、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの量が多く排出されたためと考えられます。それ以外の年度はほぼ横ばいでございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） ほぼ横ばいとの結果だったということです。

弥富市においては、平成20年に行政圏内において発生する一般廃棄物のうちのごみについて、生活圏からの速やかな排除及び資源化、減量化、並びに減容化を図るために、基本的な方針を定める目的で、ごみ処理基本計画が策定されています。

この基本計画における収集ごみ量の目標はどのようになっているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 現在のごみ処理基本計画では、平成24年度を中間目標年度と設定し、基準年度である平成18年度の1人1日当たりのごみの排出量の5%削減した量と、平成24年度のごみの排出見込量のうちの少ない量を目標値としており、その目標値を最終年度である令和4年度まで維持することを目標としております。

失礼しました。

収集ごみのうち、可燃性ごみ及び可燃性粗大ごみの目標値は1人1日当たり460.7グラム、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみの目標値は1人1日当たり29.3グラム、資源ごみの目標値は基準年度の実績値である1日1人当たり242.0グラムとしております。

また、プラスチック類ごみにつきましては、焼却施設においてサーマルリサイクルを行っているとし、資源ごみに含んでおります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） この目標値に対する実際の収集量はどのように分析しているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 可燃性ごみ及び可燃性粗大ごみはほぼ目標値を推移しており、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみは令和2年度は目標値の約126%で、その他の年度は目標値の約107%前後で推移しております。資源ごみにつきましては、年々減っており、令和3年度は目標値の約53%でございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 平成20年度に開始されたこの基本計画は、15年間の計画期間となっていることから、令和4年度が最終年度となっております。

次期計画に向けて、一般廃棄物の処理に関する基本計画の方向性を伺います。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 令和4年度で現在のごみ処理基本計画が最終期を迎えますので、令和5年度から15年間の計画につきましては、過去の一般廃棄物の排出量や人口推移、産業等様々なデータを参考に、今年度の排出量を予測し、その廃棄物をどのように処理や再資源化、減量を進めていくかについて課題を挙げ、課題に対する施策を整理いたします。

計画策定に際しましては、海部地区環境事務組合や、組合の構成市町村と調整を図り、整合の取れた計画にすることを留意します。

また、近年、環境に対する意識の高まりから、環境行政については目まぐるしく変化しております。国や県におけるごみ処理行政の動向を踏まえ、産業廃棄処理法や容器包装リサイクル法などにつきましても内容を整理し、計画策定に反映させていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 現在の基本計画を見ていますと、この10年、15年で廃棄物の種類、処理方法、環境に対する考え方、取組方、解決方法などが大きく変化しています。

今後の10年、15年はさらなる変化が予想されますので、それに対応できるように計画をつくっていただく。また、適宜見直しのできるような仕組みをつくっていただいて、その環境に対する変化に遅れていかないようよろしくお願いいたします。

続きまして、ごみの排出量削減、または資源の循環利用の取組として、資源ごみの回収は有効な手段であると考えます。資源物回収向上への取組はありますでしょうか。また、資源物回収を様々な方法で推進していく考えはありますでしょうか。お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 金やリチウムなどの有用な金属資源の回収、再資源化及び廃棄物の減量を目的に、本庁や十四山支所、鍋田支所において、小型家電の回収を行っております。令和4年2月には、小型家電リサイクル法の認定事業者と協定を結び、御家庭で不要になったパソコンを含む小型家電の宅配便による無料回収を始めており、市民の皆様がより手軽に廃棄物の減量及び再資源化に御協力いただけるようになったと考えております。

本市では、資源物の回収と併せ、ごみの減量及び再資源化に対する住民意識の高揚を促進するため、資源化物のうちアルミ缶、古紙、古布を自主的に回収している自治会や子ども会等の各種市民登録団体に対し、資源物回収手数料を交付しております。

今後も廃棄物の減量及び資源物の回収を促進するための方策を模索していきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） ごみの減量をさせていくには、資源物の回収は有効な手段の1つだと

思いますので、回収しやすい方法を模索していただけたらと思います。

温室効果ガス排出削減に向けて対策する上で、排出量の情報を把握しておく必要があると思います。本市はどの事業、分野でのCO<sub>2</sub>排出量が多いのかお伺いします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 本市では、弥富市地球温暖化対策実行計画に基づき、事務事業における年度ごとのCO<sub>2</sub>排出量や取組状況を本市のホームページで公表しております。

令和3年度の実績は、小・中学校等の学校教育系施設や、保健福祉センターなどの保健福祉施設など、電力やガス使用量が多い大規模な施設が他の施設に比べてCO<sub>2</sub>排出量が多くなっております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 市全体のCO<sub>2</sub>排出量の傾向が分かる自治体排出量カルテというものが環境省からも出されております。このようなツールも活用しながら、市域全体で分析をしていただけたらと思います。

弥富市においては、平成31年に弥富市地球温暖化対策実行計画が策定され、弥富市の業務の実施に伴う二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を、2030年度の時点で2013年度から40%削減・抑制することを目指しています。現在も着実に推進しているところかと思いますが、この地球温暖化対策実行計画において、現状何ができているのか、また何ができていないのか、課題分析をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 令和3年度のCO<sub>2</sub>排出量は、基準年度の平成25年度と比較して約756トンの減少で、約16.8%が削減されております。その主な要因としましては、照明のLED化や、施設の統廃合等により電気やガスの使用量の削減が進められていると考えられます。

また、再生可能エネルギーの導入につきましても、順次取り組んでおります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） できているところは継続して行っていただき、できていないところはその課題を整理し、解決に向けて努めていただきたいと思います。質問いたしました。

ただいまの答弁では、再生可能エネルギーの導入は順次取り組んでいくということでした。現状を把握した上で、脱炭素への取組としてどのようなことができるのかお伺いいたします。

総務省によると、「2022年度地方財政の見通し、予算編成上の留意事項等」において、脱炭素事業への記載が充実され、公共施設等適正管理推進事業に「脱炭素化事業」ZEB化（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル化）などが新規追加されました。地球温暖化対策実行計

画における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の中でもZEB化の推進が入っております。公共施設でZEB化など脱炭素化事業の可能性は存在しますでしょうか。また、導入を検討しているでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 先ほども答弁いたしました。本市の脱炭素化への取組としては、照明のLED化及び施設の統廃合でございます。

政府の「地球温暖化対策計画」では、建築物に対して省エネ対策の強化を図ることとされ、2030年に目指すべき建築物の姿としては、新築される建築についてはZEB基準の水準の確保を目指すとなっております。

本市としては、弥富市地球温暖化対策実行計画に基づき、今後新築する公共建築物において、ZEB化を推進してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） ぜひ、計画に基づいてZEB化の推進等ございますので、実現に向けた研究をしていただきたいと思っております。

次に、温室効果ガス排出削減への取組の1つとして、再生可能エネルギーの導入推進があります。現状、太陽光発電の導入はどの程度でしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 公共施設の施設電力として使用するための太陽光発電につきましては、4施設で導入しており、設置施設及び総出力数は、市役所本庁舎が30キロワット、白鳥保育所が10キロワット、日の出小学校が20キロワット、弥生保育所が10キロワットでございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） お隣の桑名市では、再生可能エネルギーの導入推進に力を入れて取り組んでおります。

本市において、再生可能エネルギーの導入推進はどのようなお考えでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 公共施設の施設電力として使用するための太陽光発電につきましては、新たに導入する予定はございませんが、災害時に避難者の携帯電話等の充電用として1次開設避難所に配置予定の小型蓄電池を継続的に使用するためのソーラーパネルの導入を予定しております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） こちらも弥富市地球温暖化対策実行計画の中では、太陽光発電の推進でございます。冒頭でも述べましたが、市長の施政方針では、こちらの計画の着実な推進と

の言及がございましたので、ぜひ着実に進めていただきたいと思います。

続きまして、地域振興に資する民間投資を支援するために、自治体が長期の無利子資金を融資し、地域総合整備財団（ふるさと財団）が最終償還までの事務を行う「ふるさと融資制度」というものがあります。

ふるさと融資については、2050年カーボンニュートラル等の実現に向け、民間事業者の行う脱炭素化に資する事業に対して、最も高い融資比率及び融資限度額とするとともに、雇用要件の特例を適用することで制度の充実を図っており、脱炭素事業を手がける企業を各地に増やすため、政府は2022年度、自治体による融資制度を拡充しております。

ふるさと融資の活用状況をお伺いします。また、広報はどのようにされているかも併せてお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 本市の活用状況につきましてはございません。ふるさと融資は、本市が地方債を発行し、それを原資として民間事業者に無利子融資する制度のため、導入が難しいということで、広報については特に行っておりません。

ふるさと財団に愛知県下での活用状況を確認したところ、平成30年度までに43件ございましたが、近年では金融機関の金利が低いことから活用が少ないとのことでありました。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） この市域のCO<sub>2</sub>削減のためには、民間事業者の方の動向も重要でございますので、質問をさせていただきました。

脱炭素社会に向けて2050年に二酸化炭素実質排出量ゼロ、いわゆるカーボンニュートラルを目指すことを表明した地方自治体をゼロカーボンシティと呼び、愛知県内では20市2町が表明しています。弥富市は、ゼロカーボンシティ宣言をしないのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 脱炭素化社会を実現するためには省エネ対策の強化を図ることとされており、公共建築物においては脱炭素に向けた積極的な取組を実行していく必要があることは認識しております。

先ほども市長が答弁しておりましたとおり、本市としましては、弥富市地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、達成に向け照明のLED化や施設の統廃合などにより脱炭素化を進めておりますが、市・地域全体の削減につきましては、どういう取組が必要であるか方策を練りながら、まずは計画の着実な実行に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 公共施設については、先ほど述べていただいたとおり計画がございます。質問の中でも示させていただきましたが、課題の整理・分析をしなければなりません。

その上で民間の力もお借りしながら、市域のCO<sub>2</sub>削減につなげていただきたいと思います。

宣言するかしないかの言及はございませんでしたが、この課題が整理できれば、何ができるのかを示すことができ、宣言も可能かと考えます。社会のテーマであり続けると思いますので、デジタル化とともに取り残されないよう、共に勉強を重ねながら進めていけますよう、私自身にも言い聞かせ、私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前11時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

質問のタイトルは、職員が安心して働いているか。組織が壊れていては職員も市民も不幸ですという質問の背景と目的から説明します。

弥富市社会教育センターが1年間にわたって市民からお預かりした参加費988人分、合計17万4,600円が市に納入されていない事件が発覚したのに、市長は速やかに報告していません。何という隠蔽体質でしょうか。これは氷山の一角です。

1つの重大事件の裏には、その30倍の事件があり、300倍のヒヤリハットがあるというのは、組織を経営している人なら常識です。

日本の行政組織は、世界に冠たる信頼できる組織なはずですが、ところが、弥富市役所は組織の仕組みが、仕組みですよ。僕は職員の人を疑っているわけじゃない。組織の仕組みが市民の皆さんの思っている以上に劣っていた。さらに深刻なのは、管理監督者である市長の問題処理能力に大きな疑問符がついたことです。

副市長をトップとする委員会の中間報告が議会に提出されていますが、専ら職員の意識の低さを強調し、だからチェック項目を整備してお互いに監視させればいいと。組織の構造的な欠陥ではなく、職員個人の自覚が足りなかったと、小さく小さく見せようとしています。

弥富市長が適切に管理監督をしてこなかった。根本原因は市長の管理監督能力がないということじゃないですか。安藤市長は実際にこう発言されています。自分の仕事がしやすいように人事をした。開いた口が塞がりません。

市長が人事を自らするなんて僕は聞いたことがありません。仮に、えこひいきはないと僕は思います、恐らく。優しい方ですから。とっても優しい方でえこひいきはないと思います。ただし、結果を見てみれば年功序列を復活させています。そんなことをするものだから、無

理な人事のつじつま合わせをすればどうするか。玉突きですよ。たんかに関係ないところに異動ですよ。

例えば、会計課の経験者は再任用職員だけです。管理職など正規職員は未経験者です。例を挙げたら切りがありません。現場は悲惨です。こんな無理な異動で心を病んで休んだり、退職者が続出しています。通常の役所では考えられないような職場環境で、職員がもがいているんじゃないかと私は心を痛めています。あるいは、それを聞いたみんなが心を痛めています。

今回の事件の本質は、組織が疲弊しているのが根本原因です。市長の人事が原因です。組織が壊れていては、職員も市民も不幸です。安心して働く職員を通じてこそ、弥富市民も安心して生活できます。

生涯学習事業について質問します。

弥富市総合社会教育センターの特徴は何ですか。生涯学習課の組織体制は、合併して市になった平成18年頃からの増減はどうですか。生涯学習課長にお尋ねします。

○議長（平野広行君） 中野生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（中野 修君） 弥富市総合社会教育センターは、年齢や性別を問わず、市民皆様の多種多様な生涯学習を支援するため、様々な講座や教室を開催し、学習していただく機会を提供するほか、文化活動やスポーツレクリエーション活動など、学習機会の場を提供するために平成元年に建設されたものでございます。

また、職員体制であります人事面につきましてはほぼ横ばいですが、会計年度任用職員の割合が多くなってきている状況でございます。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 平成元年に弥富市社会教育センターが建設されたことによって場所ができました。そこで様々な人に呼びかけて、次々と団体を設立してもらっています。

そして、社教センターとして体験教室、入門教室を開催して、結果的には各種団体の新規会員の獲得に結びついていますので、人口4万人のまちにしては素晴らしい文化スポーツ活動が行われています。

逆にそれを支える現場は大変悲惨です。私も農業文化園、名古屋城、東山動物園など、土・日の勤務をしました。任意団体を支えたり、実行委員会の事務局もやりました。その悲惨さは経験しています。特に、社教センターでは夜9時まで開館しています。そのシフトは、いわゆる正規職員1人と会計年度任用職員1人の2人です。ここで行政をしようと思っても、公休日がばらばらで分散しているので、全員で意思疎通のために会議をやろうにも、課長として全員がそろってどうしようと、そんな時間はないんです。行政として、こういう体制では非常に厳しいです。これでは真つ当な行政はできません。

次に、生涯学習課の独自事業と各種団体のサポート業務の割合はどうなっているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 中野生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（中野 修君） 生涯学習課の独自事業と各種団体のサポートの業務割合につきましては、割合を示す具体的な数値はございませんが、独自事業が減少傾向にあります。

また、各種団体のサポート業務につきましては、時代の流れとともに複雑・煩雑化の傾向にあると感じております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 結局、こんなサービス施設に関しては、行政が直営でやるということはいずれにも効率が悪いし、現場の利用者のお世話で終わってしまっているというのは時代遅れです。

次に、現金の取扱いについて、愛西市など他の自治体の生涯学習施設の管理運営状況と比べて弥富市は改善が遅れていませんか。

○議長（平野広行君） 中野生涯学習課長。

○生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（中野 修君） 現金の取扱いに関しましては、弥富市公金等取扱適正化対策委員会の中間報告にお示しをさせていただいておりますが、キャッシュレス化を検討しておるところでございます。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 生涯学習に関する基本計画が、まだ策定されていません。

そもそも、この生涯学習に関して、体系的な事業報告と毎年の検証もされていません。実はこれは既に法定でやらなきゃいけないです。蟹江町のホームページを見て知りました。それが、僕も実は議員になる前に、生涯学習課の職員と話をしていた必要だとおっしゃっていました。だけど、結局、本庁のほうがちんと人を配置してくれないとできないんです。生涯学習課の職員が自ら調査・分析し、市民ときちんと話し合っただけで検証と計画をつくっていく必要があります。もうこれを機会に、行政職員が団体のお金に振り回されるだけでなく、本当に市民のためになる計画の策定ができるような環境を整えてください。

次に、本件の事件の教訓を教育長は管理者としてどう生かしていきますか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） このたびの生涯学習課における不適切処理、公金紛失という市役所の信頼を損なう事態が発生してしまいましたことは、誠に申し訳なく思っております。今後は二度とこのような問題が起きないように、公金等取扱適正化方針を定め、チェック体制の確立、徹底、現金管理責任者の役割を明確化して、職員の適切な対応を促すとともに、組織

を挙げて取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 失礼しました。教育長を読み間違えてしまいました。

実は今の質問は、通告した時点では教育長に答弁を求めていました。しかし、副市長が委員長であるところの懲戒処分に関する委員会で処分の軽重が決定され、去る6月6日に教育長最後の仕事として、3人の部下に懲戒処分を下し、恐らくその部下を処分した自らの手で自らを罰する、けじめをつけるという意味で辞職をされました。これは管理監督者として、組織の規律を自ら示す清い組織のリーダーとしての規範を示された身の処し方だったと思います。しかし、奥山教育長は自ら業績を自慢しないので、皆さんあまり御存じないでしょうが、教育の現場と福祉の現場をつないだり、防災や、上げ出すと切りがありませんが、組織のリーダーとして人と人の組織をつなぎ、多くの人や組織を育ててきました。弥富市における大きな事件という意味でもまだ道半ばであり、多くの部下を残したまま去るのは管理監督者としてつらかったろうと思います。

市長として、教育長の辞任を思いとどまらせることはできなかったのか、あるいは辞任しなくてもよいような環境整備ができなかったのか。教育長の任命権者たる市長として発言されたいことがあればお聞きしますが、なければ次の質問に移ります。

次に、コミュニティ推進事業です。

弥富市におけるコミュニティ推進事業の定義と発足の経緯、現在の目的と成果をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） コミュニティ推進協議会は、住みよいまちづくりのため、住民の自主的なコミュニティ活動を通じ、新しい連帯感を育てて、自治意識の高揚を図ることを目的としています。昭和60年代に、各小学校区に在住、在勤する住民により、各小学校区単位で立ち上げていった組織になります。

コミュニティ推進協議会の活動としては、体育委員や文化委員といった地区選任の役員が中心になり、体育祭や盆踊り大会などを行っています。住民自治に基づく個性豊かで自立した地域づくりに向け、新たなコミュニティの形成を目指すという目的は現在でも変わっておりません。しかし、コミュニティの組織強化という点では、現在のところ目的の達成には至っておりません。

現在では、少子高齢化や価値観の多様化などに伴い地区役員を選任にも苦慮され、活動も停滞傾向にあり、住民主導型の自立した活動への移行の遅れも見られます。将来にわたって自立・持続可能なコミュニティ活動の促進が大きな課題となっております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） では、事務局の業務内容、特に団体の金銭の取扱い、業務量、そのうち平日の時間外勤務、休日出勤は何時間、何日、あるいは時間外勤務手当はどれぐらいでしょうか。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） コミュニティ事務局が担う業務内容としましては、詳細を定めたものはありませんが、各小学校区の区長会長で組織する区長6役会に提案させていただきましたコミュニティ推進担当職員設置要綱（案）におきまして、1つ、協議会の会合等に参加し、地域の実態を把握すること、2つ目として、協議会の事業計画に基づく活動及び課題解決に向けた支援に関すること、3つ目として、協議会の提言、相談に応じ、庁内関係部署との連絡調整に関すること、4つ目、協議会が市に行う補助金の申請等に関することとしております。

団体の金銭の取扱いにつきましては、本来は団体の会計担当等で管理していただくものですが、担い手がないことなどもあり、事務局業務の一環として、市職員が協議会の通帳を管理し支払いを行っている団体もあります。

時間外業務につきましては、コロナ禍前の平日の時間外勤務時間は1人当たり99時間で、その手当は21万134円、休日の時間外勤務は1人当たり15時間で、その手当は3万6,512円となっております。

なお、週休日に4時間、または7時間45分を超える場合は振替休となります。以上です。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 報告された時間と金額は、通常の勤務時間内の業務量は含まれていませんので、それとコロナ禍で活動が少ないときの数字ですので、活動が再開すればもっと増えると思います。この時間と予算を集約して有効に使えないでしょうか。今回の事件を受けて、一刻も早く現金を触ることから解放してあげてほしいと思います。

次に、担当職員の条件、決め方、担当職員に対する研修体制、組織としての責任を取る上司は誰なのかお伺いします。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） コミュニティ事務局の担当職員の条件や決め方につきましては、職員の人材育成の面では、住民とのコミュニケーションを通して貴重な経験を積んでもらうこと、また地域と行政との連携強化を担う役割もあるため、実務経験などを勘案して適切に事務局担当者を充てております。

担当職員の研修につきましては、毎年度担当者説明会を開催し、コミュニティ事業の目的や必要性について理解を深めてもらっております。

また、時間外勤務手当、週休日及び休日出勤の取扱いについても説明し、適正な業務の執

行に努めています。

市職員がコミュニティ事務局を担当するに当たり、コミュニティ業務の一助となるようファシリテーション研修を受講してもらっております。具体的には、市の組織内部と住民との協働の場面等において参画を促し、議論を活性化し取りまとめていく能力向上を図ることを目的とし、会議運営能力の向上に努めております。

責任につきましては、事務局職員を担う辞令を出しておりますので、担当課である市民協働課をはじめ、組織で責任を取ることに考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） ちょうど仕事の最前線で中核となる人材をコミュニティの業務担当者として充てています。もちろんこれは長期的に見たときに、職員を市民と接して協働を進めるといふことで、非常に有意義な事業だと思います。

ただし、今回このお金の問題から気がついてしまったんですが、ちょうど一番どこの課でも中核となる人がコミュニティの事業に使っている時間は数%だとは思いますが、ただ、その数%の手間を本来の業務にかければ、何倍もの仕事の質が上がるという機会を逸していると思います。ですので、役所の職員の育成という点でしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、担当職員から改善提案など、有無とか内容があったんでしょうか。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） 少子高齢化や世帯構成の変化、価値観の多様化などにより、地域間、住民間の連帯意識が希薄化してきております。この変化により、役員等の成り手不足が深刻化により、コミュニティ組織が弱体化してきております。このことにより、体育祭や盆踊り大会などの事業遂行型のコミュニティの在り方に限界が来ていると感じております。

地域における防災対策、高齢者対策などの必要性が高まっております。今後は地域に目を向け、地域にとって必要な事業、やれる活動を考え、組織や活動のスリム化を図ることも検討課題です。地域の課題を自ら解決していく課題解決型のコミュニティに変わっていく必要があると考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員、質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩します。再開は午後1時00分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） 先ほど佐藤議員の質問に対しまして、回答が不足しておりましたので追加で御答弁させていただきます。

改善提案としまして、コミュニティ事務局を担当する職員につきまして、現在の体制である2年任期の兼務辞令体制ではなく、担当課の職員で対応することによって地域と向き合えるような体制を構築していく必要があると考えております。

以上です。申し訳ございませんでした。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） この制度が始まったときから、歴代担当者から改善すべき提案が継続的にあったはずですが、しかし、事業を統括する部署がないために、いつまでたっても改善されなかった残念な結果です。

第2次弥富市総合計画で地域活動拠点施設整備事業、この進捗と活用をお伺いします。

○議長（平野広行君） 藤井市民協働課長。

○市民協働課長（藤井清和君） 地域活動拠点整備事業の進捗状況ですが、本年4月から弥富まちなか交流館の中に市民活動スペースをプレオープンしました。市民活動団体に登録していただいた方々による打合せや資料づくりなど、ワークスペースの場としての活用を想定しております。また、将来的には指定管理者制度など民間活力の利用も検討課題です。例えば、このスペースの管理運営をNPO法人等に委託することにより、多様化する市民ニーズと社会資源のマッチングを行う場としての活用も検討しております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 住民ともしっかり向き合える人材を確保して、盆踊りや運動会をどうするのか、防災訓練をどうするのか、弥富市として全体で調整する必要があります。

ただ、このときにコミュニティというのは、地域の自発的な活動だからという建前で地域だけで決めてくださいと、そういうのは無責任だと思います。そもそも発足のときから行政目的で始めた事業ですので、やはり仕掛けた側の行政が責任を持って調整しなければならないと考えます。

では、次に、保育所の改善と民営化に移ります。

憲法や児童福祉法における保育の意義や弥富市としてどのように実践しているのか。弥富市の公立保育所は、民間の認定こども園と比べて劣っているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） お答えいたします。

本市の保育の実践については、憲法による基本的人権の尊重や生存権の確保等の考えに従い、児童福祉法の理念に沿い、児童が健康かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境を整

え、健全な心身の発達を育むよう取り組んでおります。その上で、本市の保育士は、関係団体が主催する研修会や講演会に可能な限り参加をし、自らも研究会を重ねて保育の知識習得に努めております。したがって、公立保育所の保育レベルが民間の認定こども園等に劣っているとは考えておりません。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 言いたいことを全て言っていただきました。

そういう意味で、昭和30年頃ですが、農家の嫁も農作業の最前線で遅くまで田植や稲刈りをして、御飯炊きをして、私の母もそうでした。そこで子供たちを預かる保母さんを最初の頃は地元が雇用したそうです。親だけでなく地域の大人も、保育士さんも、学校の先生も、それはそれは子供のために大切に育てたのが弥富の伝統です。

次に、一定期間指定管理者制度で事業者の能力を検証し、利用者にもなじんでもらい、結果がよければ完全民営化に移行する方法というのを検討しましたが、碧南市は社会福祉協議会に移管しています。この方法を検討しましたか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 指定管理者制度の一定期間の導入について検討はいたしました。移管による民営化に伴う財政的なメリットが早期に得られないことなどを理由に見送りをさせていただきました。

事業者の能力については、プロポーザル方式による選定段階において、当該事業者のこれまでの実績と本事業における提案をしっかりと見極めてまいります。また、市福祉協議会への移管についても検討はいたしました。保育所等の運営実績がないことと保育士等の人材確保が困難であると判断し、移管候補の対象としてはおりません。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 今回の保育所の民営化の原因が、公共施設の再配置に基づいていることが本末転倒です。

碧南市では、経験豊富な保育士の安定確保、市全体の保育の質の向上を目的として移管しています。確かに現在では、社会福祉協議会にノウハウがないのはそうでしょう。ですから、ノウハウのある社会福祉協議会とジョイントする方法等も今後は検討してほしいと思います。子供たちを中心に考えていただきたいと思います。

次に、仮に現有9か所の保育所に正直施設面では余裕があると、子供が減っていくと、弥富市に良質な幼稚園の増設が必要であるならば、2か所程度を認定こども園とするとして、本来弥富市自らが実施をするべきじゃないですか。仮に2か所を廃止して民間の認定こども園に売り渡すのであれば、じゃあどの場所が、どういう方法が最適であるか市民のニーズも精査した上で再検討すべきではないですか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 多様化する教育・保育ニーズや施設の老朽化などの課題に対応するため、他の自治体より遅れている公立保育所の民営化に併せ、認定こども園化を進めていきたいと考えております。

民営化する場所については、公立保育所の地域における子育て支援の拠点としての機能と役割や地域住民の公立保育所に対する期待を考慮し、原則として各小学校区等に1つの公立保育所を配置できるよう配慮をしております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 弥富市の資料を読んでいると、幼稚園をベースにした認定こども園のメリットを言っていますので、そこの移行を想定していると思います。ところが説明会では、今の保育所のままちゃんとできますよというような説明もされています。ここが大きな疑問であり、大問題です。

考えてみてください。幼稚園児は2時に帰ります。その後、母親に思い切り甘える時間があります。これに対して、保育所の子供たちは保育士と過ごす時間11時間のほうが母親と過ごす時間よりはるかに長い。長時間子供たちの集団として過ごすわけです。大人から見れば大した違いがないように思うかもしれませんが、保育所で11時間過ごす子供にしてみれば全然違います。

お迎えをした後の母親、保護者は、様々な家事を猛烈なペースでやりながら子供の世話をしています。昼間働いた上で子供を育てる負担は大変です。朝御飯を食べずに連れてこられる子供は珍しくありません。保育所は母子家庭、父子家庭、その他様々な家庭の事情と向き合っています。発達障がい、様々な障がい児、これを受け入れているのも公立保育所です。まさに子供たちのセーフティーネットとして、保育時間内だけでなく、子供たちを支えているのが公立保育所の果たしてきた役割です。子供と家庭環境を考えて幼稚園がいい場合もあるでしょう、保育所がいい場合もあるでしょう。しっかりと選択しなければなりません。

ところで、ひので保育所と弥生保育所の建設費は幾らですか。他都市では施設が古い保育所から順番に、建て替えの負担を減らすために移管しています。ですから期限を切って建て替えなさいとか、早急に建て替えを求めています。

弥富市の指針を読むと、移管法人の負担を軽減するために経過年数が少ない保育所を対象としている。弥富市の負担を減らすという目的と矛盾しているんじゃないですか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） ひので保育所の建設費は3億7,275万円、弥生保育所は約3億4,780万円となっています。この2つの保育所を対象としましたのは、移管先法人の公募に当たり、より多くの優良な事業所に応募していただけるよう、また移管後も健全な運営が継

続できるよう施設整備に係る修繕などの負担を軽減するため、建設後の経過年数が少ない比較的新しい保育所を対象としたためです。

また、多様化する保育ニーズだけでなく、幼児教育を望まれる声が増加しておりますので、幼稚園機能を併せ持った認定こども園化を図るため、比較的大きな施設を対象といたしました。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 現在はどこも保育士さん、幼稚園の先生の求人難に苦しんでいます。職員が確保できない場合、どうなりますか。一方で、厚生労働省自体が保育所の2025年問題として、将来の保育所等の子供が減ることによる経営危機を指摘しています。

仮に、建物を無償譲渡した後に当該法人が経営不振に陥った場合、その法人、理事会の理事長はいい人だと思います。ただ、だからといって詐欺等に引っかかったり経営が立ち行かなくなった場合、事業が廃止されるリスクをどう考えますか。仮に無償譲渡しちゃった後に法人の運営が不適切な場合の対処方法がないんじゃないですか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 職員の確保については、民営化する保育所の会計年度任用職員のうち、引き続き移管先での勤務を希望する方を優先的に雇用していただくことと併せ、雇用条件についても現状を維持していただくよう要請してまいります。また、御指摘されるリスクを最小限に抑えられるよう応募条件を設定した上で公募を行い、企業経営や保育等に関する専門家を含めた選定委員会において、市及び地域住民にとって最善な選択を行っていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 報道によれば、出生数が想定よりも早く減っています。民営化するんだったら、やっぱり移行措置として指定管理期間を経た上で民営化するほうが安全、妥当だと思いますが、逆に今の話を聞いていて、移管法人募集に当たって、何が何でも移管しなきゃいけないといってどんどん条件を切り下げてしまうことは、例えばこの新しい建物を無償で提供するような条件を緩めることは、弥富市民、弥富の子供に対する背任行為ですので、絶対ないようにくぎを刺しておきます。

名古屋市では有償譲渡としています。名古屋市では、譲渡金額はどのように算定していますか。豊田市では無償譲渡を前提としながらも、一定の期間貸与としています。そのメリットとデメリットはどうでしょうか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 児童課で調査したところ、県内の市において、保育所等の民営化に当たり建物を有償譲渡としている自治体は名古屋市のみでありました。その譲渡価格の算

定方法については、公有財産規則に基づき価額評価審議会が評定した価額を基に、市長が別に定める方法で減額した額とし、具体的には移管する前年度に不動産鑑定評価を行い、9割を減額した額で譲渡するということでした。

また、豊田市は、おおむね10年間の無償貸与後に無償譲渡をしております。そのメリットとしては、貸与期間中に移管先法人の適性を見極めることができること、デメリットとしては、貸与期間中の構造・躯体に係る修繕工事等は市が負担しなければならないということでした。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 大規模改修に国・県・市の補助を受けるためには、当然建物の所有権が必要でしょう。逆に言えば、大規模改修が必要になったときに所有権があればいいわけです。ですから、改修計画が固まったときに所有権移転をすればいいわけです。名古屋市の場合でも、実際には古い建物から順番に民営化しているようです。それでも残存価値を基に有償譲渡をしなければ、背任行為として訴えられます。市民に対する裏切りになってしまいます。そもそも弥富市の保育の現場を立て直すことが優先課題です。募集しても正規職員が集まらないところに問題の原因があります。今ある保育所の改善が先ではないですか。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 5月上旬に、人事秘書課長と保育課程のある大学を回りましたが、全国的な人口減少の中で、保育士を志す学生も減少傾向にあるとお聞きしました。また、多様化する保育サービスや障がい傾向にある児童への対応などで保育士不足が助長され、どの自治体も保育士の確保が課題となっております。

本市においては、サービス残業や持ち帰り業務の廃止はもちろんですが、園での写真販売業務のオンライン化を進めるなど、保育の質を落とすことなく、少しでも保育士の負担を軽減できるよう保育士の意見を取り入れながら、さらなる業務改善を図ってまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） この質問は最後ですが、ゼロ歳から6歳までの間に本当に必要なことは、安定した人間関係だということは言うまでもありません。弥富が、十四山も含めてですが、長い間養ってきた安定した保育所を簡単になくしてはなりません。保育所の主役は保護者でなく子供です。これは答弁にもありました。幼児期は生涯にわたる学びの基礎となる極めて重要な時期です。もちろん先ほど研修しているとおっしゃったように、保育所でも保育士も学びの基礎力について様々な研修がされています。例えば保育所に求められる保育の質として、子供はその子供らしさが受容され、主体性を発揮することが保障されること、子供は思いが満たされることで情緒が安定し自分の世界を広げていく、これが教育です。だから単なる子守ではない、これは課長、そのように思っていらっしゃると思います。

このように、一人一人の毎日が満たされるように関わるのが保育者の最大の使命です。そして、そうした子供の姿を共有しながら、保護者と共に家庭の子供の育ちを支えていこう、この協働というのが保育所の使命です。

また、子供を一人の人間として見る保育が大切です。保護者が一人一人の子供に尊厳を持って関わっていること、子供主体の協働的な学びというのは単なる伸び伸び保育ではありません。最後にまとめると、保育所が1つ、子供主体の活動、遊びを重視していること、2つ、子供の姿を語り合う風土があること、3. 職員同士の関係性、いわゆる同僚との関係がよいこと、4. 子供や保育の姿を保護者に伝えるなど家庭や地域に開かれていること、これはずっと弥富がやってきました。

最後に、そのために園長など、リーダーを中心に保育を変えてきた経緯が重要だと言ってみえます。そのために保育士さんたちの働く環境、弥富の揺り籠とも言える保育所を大切に育てるのが弥富市全体の問題でありますので頑張ってください。ただ、民営化のほうについては、また今後いろいろと審議していきたいと思います。

次に、組織なんですけど、ちょっと時間が押しておりまして、通告してある①②について、ちょっと一旦時間があれば後で聞かせていただいて、③の不適切な事案を公表する基準は定めてありますか。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） 公表する基準は、事案ごとに市民への影響等を考慮し、総合的に判断しております。なお、職員が懲戒処分となった場合の公表基準は定めており、基準に基づき公表することとしております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 以上が大きな1番の冒頭のところで、大変市長に対してきついことも正直言いました。ただ、やはり今回の事件を受けて本当にこの問題は悲しいし、弥富市民にとって重要な問題なんです。職員が本当に安心して働けなければ市民も不幸なんです。ですから市長にも期待しています。

市民は市長の声を聞きたいんですよ。だから、今年もう既に11月に選挙もあります。ですから私も応援するつもりで質問をしたつもりなんですけど、どうしても熱が入り過ぎてきついことを言ったかもしれません。市長、ぜひ市長として市民に届く声があれば、ぜひお聞かせいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 引き続き健全で安心・安全な市政に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） それでは、大きな2番に移らせていただきます。

次のタイトルは、公共事業は大きいほどいいのか、時代錯誤でまちを破壊するなど、これもまたきつい質問になってしまっていますが、仮に弥富駅の橋上化事業がこのまま進んでいってしまいます。市債、借金の償還が実は30年かかります。30年後、2060年以降です。このときに65歳未満の働く世代は1990年代、これは全国も弥富もそうです。ピーク時の半分です。そうしたら全国の、もちろん弥富の鉄道利用者も半減します。そうなれば、もう線路や車両を維持することも最後は大変です。

駅施設のスリム化は必要です。そのときにはもう駅どころか、線路とか車両についても補助してくれと言ってくるかもしれません。この間に弥富市として、公共施設のリストラを計画的に進めなくてはなりません。しかも海溝型地震、いわゆる南海トラフ地震対策や、その後の復興対策も計画に盛り込まなければなりません。そもそも2000年頃に地方分権一括法で国が全国で合併を進めたのは、地域ごとに本当に必要なものを厳選し、国の政策と補助金に頼らずに地域で話し合い、地域の創意工夫でこの縮減時代、地域間競争の時代を乗り切ってくださいということです。この時代錯誤の借金頼みの巨大公共事業は、弥富市を破壊する怪獣ではないでしょうか。将来世代に借金まみれの弥富を残し、住民生活に必須の事業を圧迫している弥富市を破壊する怪獣とも言える事業について質問します。

まずJR・名鉄弥富駅の整備について。

岩倉市では、名鉄犬山線の石仏駅に寄附をする形で駅舎とトイレの整備をしています。岩倉市と弥富市の方法を比較して、それぞれどのようなメリット・デメリットがあるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） お答えします。

駅周辺の立地条件や自治体の抱える問題点などは様々であり、単純に比較することはできませんが、岩倉市の石仏駅の整備は、西側にある既存駅舎の反対側に東側改札口を設置し、スロープ等によりバリアフリー化を図り、駅の東西両側から駅にアクセスするために駅施設を整備したものであり、本市の事業目的とは異なるものだと認識しております。

一方、本市が進めております自由通路及び橋上駅舎化事業につきましては、駅施設を整備するものではなく、市が道路として管理する自由通路を整備し、鉄道により分断された南北地区の分断解消、駅東西踏切の歩行者、自転車等の安全確保、高齢者・障がい者等の利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点の整備を目的として整備するものであり、一度に複数の問題を解決することができる事業であると考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 2番では、新城市のエレベーターつき跨線橋について聞いたり、③番

で可児駅のこともと聞いているんですが、今みたいな答弁ということですので、あくまで現在の大風呂敷に固執すると、まさしく大怪獣であると思いました。

そこで肝腎の④番についてお伺いします。

J Rとの協定書第16条第2項に、2倍の損害賠償という事項があります。これについて詳しい説明をしてください。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） J Rとの協定書第16条には、損害の負担について記載されており、自らの責めに帰すべき事由により工事の中止がされた場合において、相手側に損害が発生した場合には、原状回復に要する一切の費用及びその他本事業が中止に至らないものと相手方が信頼したことに伴う全ての損害額の合計額を2倍した金額を損害賠償予定額として負担することとされております。

自由通路及び橋上駅舎化事業につきましては、長期間に及ぶ事業を計画的に進めていく必要があります、事業を停滞もしくは中止することはお互いに大きな損害が生じることとなり、そのような事態にならないためにも損害賠償金額を2倍とすることで抑止効果を図るものでございます。

この条文につきましては、他の自治体の協定内容を参考にしながら、事業が停滞することによる双方の損失を鑑み決定したものでございます。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 議員の皆さん、初めて聞いたでしょう、今の2倍条項。相手が例えば設計しました、実際こっだけやりましたからそれは払ってね、それは分かります。だけど、これが成功すればこっだけやるはずだったから、しかもその2倍を払えと言っているんですよ、2倍を。

ここで問題にしたいのは、思わず机をたたいてちゃうんですけど、これって3月議会のときに皆さん説明を受けましたか、あの資料に入っていましたか。完全な背信行為ですよ。あの議決は無効です。完全に無効です。協定を早く撤回してください。もう一回議案を出し直してください。ふざけんじゃないですよ。

次に、土地区画整理事業についてお伺いします。

平島中土地区画整理事業の補助金と内容について詳しく説明してください。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 平島中土地区画整理事業は、施行面積約29.4ヘクタール、組合員数298名の組合施行による土地区画整理事業で、平成8年11月6日に組合が設立され、平成23年12月2日に解散認可されております。

役員の方々や組合員及び関係者の皆様方の御理解、御協力により、日光大橋西線をはじめ

とする都市計画道路やひので公園、中部1号下水路など都市施設が整備され、良好な市街地が形成されております。

総事業費は、解散認可時の支出総額30億3,245万1,718円で、このうち補助金、助成金といったしましては、補助金が15億3,948万6,000円、これは施行地区内で幅員12メートル以上の都市計画道路の築造費、物件等補償費、用地取得費が限度額で、補助額の内訳は国費2分の1または10分の5.5、残りを県費と市費がそれぞれ2分の1負担しています。

次に、市の助成金が4億5,000万円、これは弥富市土地区画整理事業補助金交付要綱により定められた組合設立認可に要する費用、道路及び排水路の築造に要する費用の95%以内、幹線道路用地の計画幅員から6メートルを控除した面積の取得に要する費用となります。ただし、国及び県の補助金並びに公共施設管理者負担金の対象となったものは除いております。

以上が平島中土地区画整理への補助額と内容でございます。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 現在、車新田地域で土地区画整理事業を検討していますが、これがJR・名鉄弥富駅の利用者を呼び込むという形であるならば、強いて言えば北側の鯛浦地区の調整区域を区画整理するほうが理にかなっています。皆さん望んでいますよ。だけど、前の一般質問でも市も認めていますが、肝腎の住宅取得層となる子育て世帯が流出しています。なぜか。昨年から土地建物の売買に当たって、不動産事業者が重要説明事項として、ハザードマップで水害の危険性を具体的に説明することになっています。既に既存の宅地でも苦戦しているわけです。取引額にも表れています。

例えば、名古屋市にイオン茶屋というのがあるんですが、あの辺り、あそこは調整区域だったんですが、地面が低いので水害に遭うから駄目だというのに対して、組合で水害に遭わないような土地をかさ上げするというので区画整理事業ができました。

そもそも津波における一次避難場所も、指定避難場所も確保できていないじゃないですか。弥生学区なんてひどいもんですよ。さらに増えてくる区画整理事業の人間はどこへ逃げたらいいんですか。区画整理事業は、前の例でいっても30億のうち15億を弥富市からの持ち出しでなければ事業費が賄えない、これってもう典型的な不採算事業ですよ。長期的に土地の値段が上がっていく時代の事業であって、地価が下がっていく時代に始める事業であり得ません。

注意していただきたいのは、弥富市民の税金から持ち出された15億とかそういうお金はほとんど戻ってきません。固定資産税や住民税で戻ってくると思われがちですが、それは道路や維持管理、住民サービスに必要な予算、それだって全部賄えるわけじゃないんです。物流倉庫のように事業所であればうまみがあるかもしれませんが、結局地方交付税で計算されてチャラです。区画整理が終わらないうちに南海トラフ地震が起きる場合、恐らく2040年まで

には起きると言われています。2040年までにどんな状態ですか、多分地主さんも弥富市も悲惨な結果が待っています。

次に、排水事業です。弥富市の排水を担っている土地改良区の運営資金、負担割合など事業の概要と、弥富市からの補助について詳しく説明してください。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 排水を担う土地改良区の運営資金につきましては、直近の令和2年度の内容としまして、管内の4土地改良区による決算の合計としまして、約4億3,950万円になります。

次に、負担割合による事業概要につきましては、県営事業の場合は幹線排水路や排水機場など、高い公共性を有する施設は改良区負担ゼロ%、用水施設や末端排水施設など受益者が特定されるものにつきましては、最小限の負担である1%になります。また、土地改良区が行う単独土地改良事業による排水路改修につきましては、地元負担1%になります。

次に、本市から土地改良区への補助につきましては、令和4年度当初予算としまして、土地改良区運営補助金が900万円、土地改良施設管理補助金が5,250万2,000円、土地改良施設整備補助金が3,672万6,000円を計上しております。

土地改良区とは農地の耕作者や所有者などを組合員とする組織であり、用排水路の整備やパイプライン、揚水機場、排水機場などの土地改良施設の維持管理を行い、本市の農業生産の基盤を支えています。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 1%で、でも実際に払われる農家の負担は大きいです。

非農家の方に農家の負担を知ってもらうために、広報などを検討してはどうでしょうか。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市におきましては、雨水また生活排水の多くは、市街化調整区域内の各土地改良区が管理しております排水路を経由し排水しております。また、議員御指摘のとおり、これらの排水施設整備費などにつきましては、その一部を地元負担金として関係土地改良区が負担をしており、これが農家の皆様の負担となっております。このことにつきましては、非農家の皆様の多くは日常的に認識されていないことであると考えております。

議員より、広報などでの周知の検討をしてはとの御提案をいただきましたが、今後、広報などで土地改良事業の紹介や周知をする機会がございましたら、併せてお知らせをさせていただきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 東海財務局による報告によれば、弥富市の借金の償還能力が「やや注

意」から「注意」に悪化しています。原文のままに読むと、地域の大半が海拔ゼロメートル地帯であることから、防災対策事業を継続的に実施する必要があることに加え、JR・名鉄弥富駅自由通路整備及び橋上化駅舎事業、学校等公共施設の長寿命化対策等が控えており、財政負担のさらなる増加が見込まれる。だから、「やや注意」じゃなくて「注意」だと言っています。

排水機の状況ということになれば、弥富市としても相応の負担が求められるのは当然であり、土地改良の組合員は、今農業面では非常に厳しい状況の中にあります。この排水利用をいかに維持していくか、長期的に弥富市として大きな課題です。市街化区域の土地を買った方は、そのようなことを十分知らされていないので理解できないのは当然です。私も防災講演会などで土地改良区の排水機を紹介させていただいておりますが、今後は弥富市として、排水対策の重要性をPRしていただけるようお願いいたします。

次の質問なのですが、残り時間が少ないので財政見通しということで、実際に償還額が幾らか、これについてはまた委員会で詳しく聞かせていただきます。

問題なのは、やはり現在は、あまりにも超低金利で借金に対して鈍感です。ところが250億もの借金がある。これが詳しく聞いてみると、固定金利じゃなくて、やっぱりその30年固定金利はあり得ないので、やっぱり10年ごとに見直しがあるということは、今アメリカの公定歩合も上がってきています。世の中どうなるか分かりません。だから、特別会計含めて約250億としておきましょう。1%上がったら2億5,000万、これは毎年ですよ。今の弥富市の財政、予算を組むのに2億5,000万はあまりにも大きいですよ。

このようにちょっと一度、弥富市の財政が今後人口が減る、海拔ゼロメートル、防災、この厳しい中で、僕は職員の皆さんを信頼しています。だからきちんと声を上げて、やらなきゃいけないところにお金をちゃんと充てる、無駄な借金はしない。これが皆さんこそ地球防衛隊、弥富防衛隊として、この巨大な無駄な怪物によって弥富が破壊されて、弥富の市民の生活がそれこそ難民化しないように、ぜひ職員の皆さんの奮起を期待して一般質問を終わります。以上です。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時39分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番 堀岡でございます。

通告に従いまして、虐待もいじめもない弥富を目指せと題して一般質問を行います。

子供の虐待やいじめが後を絶ちません。子どもの権利への重大な侵害であります。

そこで質問の趣旨でございますが、子どもの権利を守るための市の取組を伺い、虐待もいじめもない弥富へ、その道筋を明らかにすることということにあります。

千葉県野田市で、当時小学4年の女子児童が父親の虐待により死亡をするという何とも痛ましい事件から3年が経過をいたしました。同市のホームページには、女兒の虐待死に対する報告書が公開をされております。

こちらなんですけれどもね、かなり六十何ページで分厚いんですけど、当時のその事件の経過、どこが問題やったかという課題の提示、それに対してどう解決していくかという提言という部分に分かれていまして、本当に赤裸々に書かれております。内容のすごい濃いものなので、関係各所の方も読まれているかもしれませんけれども、これがあったということで、ちょっと質問の趣旨が大きく今回は変わってまいります。

この報告書の終わりの部分には、これは引用ですけれども、「本事例は、父から暴力を受けていた本児が、学校のアンケートに「先生、どうにかできませんか」と記入の後、学校が市に通告したことが発端となって本児への支援が始まった。児童本人がこうした訴えをすることはまれであり、勇気を持って訴えた本児は何としても守られるべきだったし、救える命であった」とございます。そして、改善策として提言の1の1には、子どもの権利擁護、子どもの最善の利益を最優先にした取組を貫くことと書かれております。

それでは、本題に入ってまいります。

最初に、虐待の件数と学校におけるいじめの件数の確認をしたいと思います。

資料をお願いします。

これは、虐待件数の推移でございます。児童相談所が相談を受け、指導や措置等を行った件数をカウントしたものであります。一貫して右肩上がりになっており、令和2年度は約20万5,000件を超えるまでになっております。

次、2番目をお願いします。

こちらは、全国の学校におけるいじめの件数であります。全国の小・中・高校などで認知をされたいじめの件数は、2014年度以降増加傾向が続いておりましたが、2020年度は大幅な減少に転じました。学校種別で見ますと、小学校は前年度比13.1%の減、42万897件でございました。中学校は8万877件、高校は1万3,126件で、それぞれ前回から24.1%、28.5%の減となっております。ただし、この減少は文科省によりますと、コロナ禍で児童・生徒の物理的な距離が広がったことや、授業や部活動が制限されて対面でやり取りする機会が減ったことが影響したとのことであります。要は人との対面がないからいじめが減ったと、何とも皮肉といたしますか、そういう結果になっております。とはいえ依然として高水準が続いてお

り、また圧倒的に小学校におけるいじめが多いことが分かります。

切り替えてください。

また、年間30日以上欠席となっている不登校の小・中学生は17万4,000人を超えており、前年比約1万1,000人増で、こちらは過去最多となっております。近年は小学生の数が増えていることが分かります。

閉じてください。

弥富市も例外ではありません。いじめもあります。いじめが原因で登校できない小学生や、やむなく転校を余儀なくされた生徒もいるでしょう。このような状況に、国は子どもの権利、またその考え方を特に平成28年以降、法や指針に位置づけたことは皆様も御存じのとおりだと思います。

ここで、子どもの権利について若干触れておきたいと思います。

東京大学名誉教授で子どもの権利条約市民・NGOの会代表の堀尾輝久氏が次のように述べております。ここから引用でございますが、「子どもの権利条約第3条に掲げられ、子どもの権利の軸になっている『子どもの最善の利益』（ベスト・インタレスト）とは何でしょうか。インタレストを「利益」という前に、「興味・関心」という意味で理解することが必要です。親や保護者が一方的に、これが最善の利益なのだと押しつけるのでは、本当の意味での子どもの最善の利益の保障にならないどころか、子どもの存在を無視したことになります。子どもの最善の利益とは、子ども一人一人の要求に耳を傾け、目を合わせ、受け止めるという感性を含んで初めて理解されるのであり、子どもへの働きかけの前提が築かれるのです。子どもの充足感が得られるような状態と、そのための関係づくりが大事です。子どもの権利というのは一人一人が持つ権利ですが、同時に要求した主体と、それを受け止めて対応する側との関係を含むものであり、受容的・応答的關係性の中で、子どもの権利を捉え直していく姿勢が大事です。以上のことを理解しながら、何がこの子の本来の要求なのかを考えて、子どもの権利に応えることが最善の利益を実現することです」とあります。

引用は以上なんですけれども、つまり子どもの最善の利益とは、子供一人一人の要求に耳を傾け、目を合わせ、きちんと受け止めて応えてあげる、受容的で応答的な関わり方、関係性を持って子供の要求に応えてあげるということでもあります。極めて大事な指摘です。そして、その関係性の中で子供は成長、発達できるということは言うまでもありません。

資料をお願いします。

この第3条、子どもの最善の利益と第12条、意見表明権を中心軸として、第2条の差別の禁止、第6条の生命・生存・発達に関する権利を足した4つの権利が子どもの権利条約の一般原則と言われております。

閉じてください。

この子どもの権利条約は、基本的人権を子供に保障をするため、1989年（平成元年）第44回国連総会で採択をされた条約であります。日本は1994年（平成6年）に批准しております。この条約は、子どもは権利の主体であり、その権利を自ら行使できるものと認め、基本的人権を全ての子供に保障するために必要な様々な権利を総合的に定めております。

この子どもの権利が様々な法律に位置づけられたことについてでございますが、その最たるものは、子どもの権利条約を基本理念に据え、平成28年度に改正をされた児童福祉法であります。総則規定に子どもの権利が基本理念として捉えられております。

資料をお願いします。

ちょっと見にくいですが、第1条では「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と規定をされ、第2条では「全て国民は、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」とあります。そして、第3条は、上記の2か条は「児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、全て児童に関する法令の施行に当たって、常に尊重されなければならない」とされたのであります。総則規定にここまで書かれたことは画期的なことであり、日本の全ての子供に関する法律の根幹に子どもの権利が据えられたこととなります。

資料を切り替えてください。

教育のほうでは、同じ平成28年12月に超党派（自民党、公明党、当時の民進党、当時のおおさか維新の会など）の議員立法で教育機会均等法が成立をしております。

第1条の目的には、「教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童・生徒に対する教育機会の確保等を、総合的に推進することを目的とする」と書かれたのであります。

閉じてください。

母子保健法の改正も、平成28年度でありました。子どもの権利との文言はございませんが、児童福祉法の改正と併せ、市町村に妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターの設置が努力義務としてきちんと位置づけられておりました。

資料をお願いします。

さらに平成29年度には、保育所保育指針、幼稚園教育要領、こども園教育・保育要領が同時改訂をされ、内容の統一と子供への受容的で応答的な関わり方が記載されております。

切り替えてください。

そして、2020年には、体罰の禁止を明記した児童福祉法の改正であります。同時に、附則第7条に、政府は施行後2年をめぐりとして、子どもの意見表明の権利、また子どもの権利を擁護するための仕組みをつくることとされました。主語は「国は」ではなく「政府は」とな

っています。これは条例の解釈上、国も地方もという意味であると理解をしております。

閉じてください。

以上のように、子どもの権利、またその仕組みの構築まで矢継ぎ早に、多分野にわたり法や指針に位置づけられたのであります。これは、いじめや虐待の問題を家庭の問題や学校の指導上の問題として捉えるのではなく、何よりも子どもの権利の問題として、国も地方も捉え直していかなくては解決はしないのだという決意の表れではないでしょうか。

子どもの権利を基本に据える法整備が行われた今、市として関係する部署や機関をはじめ、市民と共にその思いを1つにして、いじめも虐待もない弥富市を目指し、その具体的な道筋を明らかにすべきではないでしょうか。

そこで、子ども支援、子育て支援、保育・教育、母子保健、児童相談所、警察、要保護児童対策地域協議会などを含めたいじめや虐待防止対策の全体構想、市としてのグランドデザインを示すことを提案をいたします。これは、市民と共に取り組むために必要であるからであります。市としての基本的な考え方と、現段階で描かれている全体構想について伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市におけるいじめ防止対策といたしましては、いじめ防止対策推進法に基づき設置された弥富市いじめ問題対策連絡協議会において、関係機関及び部署からの専門的な立場の委員により、子どもの権利を念頭に置いた協議がなされております。

また、学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、または生徒指導部会を中心に子供たちの心の変化や行動の変化を捉え、情報を共有し、家庭とも連携して相談、指導に当たっております。

虐待問題につきましては、児童課所管の弥富市要保護児童対策地域協議会を核といたしまして、児童相談所や警察などの関係機関と連携強化を図っております。また、市内の小・中学校や保育所、認定こども園、児童クラブ、児童館、子育て支援センター、母子通園施設、ファミリー・サポート・センターなど、様々な子育て支援施設と情報共有を図り、虐待の未然防止と早期発見、早期対応に努め、地域の子どもたちの権利及び安全の確保に努めております。

本市の特徴といたしましては、平成27年度に要保護児童対策地域協議会の委員として、当地域の基幹病院である海南病院の小児科や海部医師会及び海部歯科医師会の代表者を追加委嘱いたしまして、虐待が疑われる児童等への支援体制を強化いたしました。

また、令和2年度に、新庁舎3階に保健センター及び子育て世代包括支援センターを併設し、児童課などの関係部署と迅速かつスムーズに情報共有を図っております。さらに令和4年度より児童課に保健師1名を追加配置し、子ども家庭総合支援拠点を設置いたしました。

同課に所属する家庭相談員2名と共に、市内の全ての子供と家庭及び妊産婦等を対象といたしまして、特に要保護児童及び要支援児童に対し、積極的かつ継続的な支援に努めております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今、部長から市のあらゆる関係部署のほうで、また市民のボランティアも含めて早期に発展して早期に対応していると、そういうふうにお答えをいただいております。市としてそういう子供たちを守るセーフティーネットという、その網目を縦横しっかり密にさせていただいて、決して漏らすことのないように。

先ほどの千葉県野田市の話でもありましたけれども、内容について事細かく言うつもりはないんですけれども、どうしてもいろいろ対応されていく中で、かなり理不尽なというか、子供にとって厳しいような事案もあると思いますけれども、その中で、どうしてもその対応される方って普通の感覚を持っている方ですから、まさかそこまではならんだろうと、ひどいことにはならんだろうと、いわゆる正常化のバイアスというのが働いて、最悪の事態が想定できないことが、今回のこれに限らず、虐待等、また厳しい事案に関して起こってしまっているわけですよ。

ですので、こういった事例が過去にもございますので、しっかり参考にとというのは語弊がございませぬけれども、一つ一つの他の事例であってもこういうことがあり得るんだということを、要は最悪を想定して最善を尽くすという形で、さらに今後も弥富市の中で様々な事案があるにしても、重大事案にならないようにしっかり取り組んでいただきたい、そのように思います。

次に、子どもの権利の普及・啓発と教育についてであります。

現在までに、多くの自治体で子どもの権利条約を学べるリーフレットの作成など行っております。また、共育としての共育ビジョンとして、その中で学べる機会をつくり、普及・啓発を行っている自治体もございませぬ。生涯学習や道德の時間を活用するのもよいでしょう。

中でも特筆すべき取組は、小学生や中学生でワークショップを開催し、子どもの権利を学びながら、こんな自分になりたい、こんな自分でありたい、大人の役割、行政の在り方、困ったときどうするなど子供たち自身が理解をした上で友達に伝える、一緒に考えられるように作成した子ども版共育ビジョンでございませぬ。

資料をお願いします。

これは、千代田区の共育ビジョンなんですね。これは小学校1年生から中学生までで、ファシリテーターに、そういうお手伝いをしてくれる大学のお姉さんにファシリテーターをやってもらいながら、次のページをめくってください。

この子どもの権利条約について、まずこの共育ビジョンについて、これはこういうもので

すよと。これは登場人物、お兄ちゃんお姉ちゃんと、ちいちゃんとダイキくんかな、こういう紹介から入って、次にページをめくっていただくと、そもそも権利って何なんだというところを子供の視点で勉強していきます。先ほど申しあげました一般原則の重要性を学んでいかれて、あとは先ほど説明しました大人の役割、行政の在り方といった形で子どもの権利について学んでいきます。

一番の最後のページをお願いします。

例えば、それぞれ自分らの権利が分かりましたと、この教育自身は誰もが幸せになる権利、誰も不利益を得ない権利というのを子供さん自身がしっかり今も学校のほうでやっていらっしやると思うんですけども、それが侵されたとき、困ったときどうするかというところを書かれてあるわけですよ。

ちょっとこの画面では見にくいんですけども、例えば友達に嫌なことを言われたとか、お父さんお母さんに必要以上にたたかれて怒られて、反省したらいいんだけど、怖さを、恐怖を感じたとか、そういう子供さんが得た不利益について、どこに相談したらいいかというのをここに一覧で書かれております。

去年の6月議会で自殺対策のときに、SOSの出し方教育を弥富市としても取り組んでいくし、さらに取り組んでいくというお話がございました。実はその権利条約というのは、ただ単にその法律を学ぶということではなくて、自分たちのその権利といいますか、学校での役割であるとか、そういったことを改めてしっかり学ぶ機会にもなるんじゃないか。そして、もし困ったときにはそういう相談窓口があるよということを手で学び取ることができて、共有することができるので、いわゆるSOSの出し方教育にもつながるんじゃないか、そのように思います。

もう結構ですよ。

例えば、このような冊子を教材として、親子で子どもの権利について一緒に学ぶ機会をつくってもよいと思います。子供はもちろんですが、保護者をはじめ、大人も子どもの権利を正しく理解することが必要であるからであります。権利があっても知らなくては使うことができません。相談するという最初の一步も踏み出せないのであります。

そこで、今後子どもの権利について、普及・啓発と教育をどう行っていくのかお伺いをいたします。また、今先ほど御紹介しました弥富市においても、小・中学生版共育ビジョンのような冊子なり作成を提案いたします。市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 小・中学生版の共育ビジョンについては、全国的に先進的な市町において作成が進んでいます。本市においては、現在、小学校6年生社会科において、子ども条約等について学習しております。他に特別の教科道徳において、公正・公平、思いやり、

命の貴さについても学習しております。

中学校になると、人権教育において、これまで以上に深く学習します。また、特別の教科道徳では国際理解などの学習も扱っております。加えて総合的な学習では、教科横断的に子どもの権利、人権教育などを学習しながら、他を思いやり、助け合いながら自分らしく生きることを深く系統的に学んでおります。

そして、子供たちには、自分の権利が侵されていると感じたときの相談窓口として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに加え、子どもの人権SOS、SNS人権相談などがあることを伝えております。

今後も子供たちが自分で考え、課題を見つけ、行動できるような工夫ある授業を進めながら、長所や肯定的な側面、うまくいっている部分に焦点を当て、子供たちのなりたい自分や望ましい未来の実現を後押ししてまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 共有ビジョンの提案をしたんですけど、そのことについては返事がなかったんですけど、いいですか。その教育で変えていくということでもいいんですかね。うんうんと言っているんですけど、それでもいいんでしょうけど。

他教科と違いまして、子供さんたちが大事なことじゃないですか。一番の根幹の部分ですよ。いろいろいじめとか虐待も親が絡むことなんですけれども、子供が得る不利益の多くは、人間ですから好き嫌いがあるじゃないですか。馬が合う合わないもあると思います。これがいじめのいわゆる芽の部分だと思うんですね。

いい意味で競争をしていたのに負けたことが悔しくて、それが妬みであるとか、そねみであるとか、恨みであるとか、いいライバル意識でお互いに向上していけばいいんですけども、そうでなくなってしまう。今、特に人とのつながりが希薄になってきている関係上、謝っても許さない人がおるんですよ。ごめんねってやっているのに許さないんですよ。いつまでたっても、そいつがもうへこむまでやり続ける。これは大人も子供もありますけど、こういったことが大人なら抵抗もできますよ。でも子供さん方が、ましてさっきの野田市の事例で小学校4年の子がですよ、まして自分の親から押しつけみたいには一んと言われたときに抵抗できないじゃないですか。まして、そのいじめのいろんな重大案件もありますけど、1対1ならまだしも、それが複数になってしまっていて、誰も助けを求めても誰も見向きもしないみたいな、その四面楚歌の状況になったときに前向きになれるか、相談ができるか、こういうところだと思うんですよ。

そうならないために、弥富市の教育課としてもそれぞれの学校で、だからこそ道徳の時間というのを持って、命の大切さなり何なりを勉強されていると思うんですけども、ほかの教科であればテストで理解がはかれるじゃないですか。だけれども、こういったものに関し

ては、先生方が皆で話し合ってみたいな感じで終わって、それで終わっちゃうんですね。どこまで理解しているかはかれない状況が僕はあると思うんです。たまに映画を見たり、講演を聞いてその感想文を、平和教育の一つだと思うんですけども、どういう理解をしたかというのは一番大事なことであって、お互いに人権がある、お互いに尊重し合わなきゃならないということが本当にその子供さん同士で、また家庭も含めて広がっていくことが、今は精度が上がって、いじめとか虐待を見つけるという精度が上がっていますから、数が増えていくというのは分かるんですよ、先ほどの表でもね。だけれども、それを根本的に直そうと思ったら、そういう考え方というか概念から、価値観から、要はモラルを上げていくことしかそれを減らすという方法は私はないと思いますから、いろいろ学校の先生方、その教科、1つのスケジュールがありますから大変な中ではありますけれども、重大な案件にならないためにはこういったところの力を加えないと、実質社会で苦しむのはここなんです。人とコミュニケーションが取れないとかね。ありますよ、いろいろ。心身的に取れない方もいらっやいますけど、ほとんどの方はいけるわけなんでね。ただ、でも間違っことをやってもとがめられなかった、注意されなかったということが続いてしまうと、それがよしとして社会へ出ていったときに頭を打たれる、立ち直れない。そういうことになってしまいかねないので。

実は、この共育ビジョンというのは、別にこれと同じものをつくれとも言いませんし、これに代わるようなことを弥富市がやっているというんやったら、しっかりその子供さん方が理解するかどうかというのをはかれる機会をぜひつくって、弥富市のどの子に聞いても権利があるんだと、僕たちにも、私たちにも、こんなことを言ったらジェンダーやからあかんのか。私たちが結局幸せになる権利があるんだと、不利益を得ないんだというなりたい自分にしっかりなれるような、そういった教育をしていただきたい。

また、御家庭もそのことについて知っていないと、先ほども言いましたけれども、権利権利と言っていたって、それを皆さんが認めないと意味がないんですよ。ただの絵に描いた餅になってはもったいない、そのように思います。

それでは、次に、子どもの権利を守るための具体的な仕組みについてであります。

公的な第三者による子どもの権利擁護機関の設置であります。

子どもの権利擁護機関とは、どういうものなのか。改めて確認をしておきたいと思います。

この擁護機関の設置については、国連・子どもの権利委員会から再三にわたって日本に勧告をされていたことであります。子どもの権利擁護機関は、さきに述べました条約の一般原則を守る機関であります。機能としては第1に個別救済、第2に提案や勧告による子どもの権利を守るための制度改善、第3に行政から独立した立場から子どもの権利が守られているかの監視、そして第4に子どもの権利普及・啓発と教育であります。

具体的には、単なる相談窓口ではなく、子供の救済や支援のために、必要ならば学校や行政、その他の機関に対して調査することもでき、それら機関に対して、行為の是正や制度の改善等を求めて勧告や意見表明もできます。さらに市民への公表、必要ならばマスコミ等を通じて広く社会に訴えることもできるとしております。

現在、国でもこども基本法、こども家庭庁の設置について審議をされております。既にこのような権利擁護機関を設置している自治体は40近くございます。

先進自治体では、子どもの権利を総合的に保障をし、推進するための子どもの権利に関する条例を持っていること、そして子どもの権利を守るための子ども権利擁護委員を設置していることなど参考になります。公的な第三者機関を設置することが、どれほど子供たちを守ることになるか。また、SOSを安心して発することができることか、弥富市としても設置に向けて準備すべきであります。

そこで、公的な第三者の子どもの権利擁護機関の設置条例の制定と併せて提案をいたしますが、市の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 子どもの権利擁護機関につきましては、公的な第三者機関として、独立した立場から子どもの最善の利益を追求することを目的とした組織された機関であると認識をしております。また、子供の代弁者として、子どもの権利の保護促進のために必要な制度改善の提案や勧告を行うことや、子供などからの苦情申立てに対応して必要な救済を提供することなど、子どもの権利擁護に対する専門知識を備えていることが必須となっております。

したがって、当機関の設置につきましては、現時点では人材の確保などハードルが高いことがございます。今のところは設置できる状況にはございません。今後、国・県及び他自治体の動向を注視いたしまして、調査・研究をしてみたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 現段階ではできないというような部長の御答弁でございましたが、今も先ほど、こども基本法に言われる推進法は閣議決定をされておるわけですね。あとは本当に細かいところを国会でしっかりそごのないよう審議をしていただいて、よりいいものをつくっていただきたいんですけども、このこども基本法の一つのみそとといいますか、公的な権利擁護機関を各自治体に設置というのがセットというのか、子どもの権利を守るために絶対必要なんだと。

先ほども戻りますけれども、千葉県野田市の事案でも、子供さんが最初どうにかできませんかというアンケートに書いたことから事が発端、それ以前にも問題は実はこの御家庭はあったんですけども、その子供自身からのSOSを受け取って本格的に動き出したんですよ。

ここにはこの児童相談所、学校、警察また役所の方々、いろんな関係部署の方々が何とかこの問題を解決しようとして取り組まれるんですけども、途中で引っ越しというのもあるんですけども、皆さんマスコミのメディア等でも御存じかもしれませんが、あるときから、この女児児童が急に籠もってしまう、答えない。初めは勇気を振り絞って助けを求めたわけですけども、そのアンケートを開示を求められた、その関係部局がコピーを渡してしまっただけです。あり得ないですよ。

私、これをずうっと見て、その課題という部分に関しては、時系列にずうっと書いてあるのは、はてながいっぱいつくんですよ、何でそうしたと。だから、これはいろんな関わり方の部分が各部局に振られてしまうからですよ。どんどん薄れていくのか薄れていかなのか分かんないですけど、もしその公的機関があって相談という部分で受け止めて、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーというのがありますよ。その人らに責任を押しつけるわけにもいかんじゃないですか。しっかり公的機関として、こういう事案があったときに本当に寄り添って、子供にうんと言わせるんじゃないでなくて信頼関係を築いて、この子が本当に不安感を取れるような、不利益をこれ以上被らないように搬送してあげる、そういう機関のことだと思いますよ。

だから、あくまでもその公的機関というと、ちょっと大層な権限を持ってどうのこうのといって考える方もいらっしゃるかもしれませんが、そうじゃない。あくまでも子どもの利益を守るための機関ですから、もしそういう機関があって、ぶれなかったと思うんですよ。だから、ここの回答にも救える余地があったと書かれているわけでしょう。最終的には、その権利を守られるべきだったんだと。誰が悪い、これが悪いじゃなくて、そのことを貫けなかったから最悪の結果になってしまったんだけど、本当にこれを反省とするのであれば、こういう事例があったときに、弥富市としては最悪を迎えないために、ぜひとも公的第三者機関という一つの形が今回基本法で決まれば、権利擁護を守る上で設置ができるわけですよ。ですので前向きにというか、準備を今からしっかりしていただいて、すぐにそういうことができるように。

もちろんですよ、先ほど言った道徳とか、権利擁護の授業で市民にも子供にも、全員がそれが行き渡って周知をされて、認知をされて、その価値観というモラルが上がれば、こんな事案はもう上がってこないわけですよ。僕はそっちを目指していただきたい。もしあったら、もちろん助けてあげたい、守ってあげたいというのはありますけれども、弥富市として目指すべきは僕はそちらのほうなのかなあ。認知の件数の精度が上がって件数が増えていくんだと、今状況がそうですよね。先ほども見ていただきましたけど、いじめの件数も増えておる、不登校の件数も増えておる、虐待件数も増えている、今日は提示しませんでしたけど、ネットいじめなんていうのはずうっと増えているんですよ。年々過去最高を示しております。

こういった状況は、どうやったら改善できるのかというのは本当にもう抜本的に考えていかないと、穴が開いたから塞ぐみたいなの、こんな程度のもものでは駄目なんだと。だからこそ今、基本法という制定の下に動いていこう。ただ、法律はあくまでもルールですので、知らないと機能しないんですよ。

今回、こども基本法の中にも、国及び地方公共団体の周知の徹底というか、周知の義務というのがうたわれておりますよ。しっかりやっぱり皆さんと一緒に認知して、本当はこんな法律要らないんですよ、ちゃんとしていけば。だけど、守られないからこそやっぱりしっかりルール決めをしようとなっておる今の状況を、やっぱり僕らは真摯に、謙虚に受け止めて、こういう状況が一日も早く改善されるように、今また苦しんでいる子供たちがちょっとでも楽に自分の思ったような人生が歩めるように、そういう環境をつくっていくことが必要なんじゃないかなあと思います。

虐待やいじめ、不登校など、子供たちが受ける不利益はもはや家庭の問題、教育機関だけの問題ではありません。子育てするなら弥富というキャッチフレーズは、大人だけでなく子供たちこそが弥富でよかったと、弥富が大好きと言えるようになってこそ本物と言えるのではないのでしょうか。最後に安藤市長の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 子供に関わるいじめや虐待の問題につきましては、本市においても最重要課題と位置づけ、様々な対策に取り組んでいるところでございます。

学校教育におきましては、子供たちの学齢に応じた道徳教育や人権教育を通して、優しさ、思いやり、命の貴さなどを学び、人として、社会人としてのルールを身につける教育を実施しているところでございます。

児童虐待対策といたしましては、未然防止も含め、その実態の把握ができた場合には、要保護児童対策地域協議会が中心となり、迅速な対応に努めております。

また、国におきましては、1994年の子どもの権利条約の批准以降、その基本理念に基づき児童福祉法や母子保護法などの制度改正が行われ、自治体におきましても、主に教育及び児童福祉行政を推進する中で、子どもの権利を保障するための体制整備を進めてまいりました。

本市におきましては、今後も教育委員会や児童福祉部局との連携を深め、法務局や児童相談所等の関係機関をはじめ、民生児童委員や人権擁護委員など地域の方々の御支援もいただきながら、いじめや虐待などにより子どもの権利が侵されることのないよう最善を尽くしてまいります。

先ほど堀岡議員のほうから、千葉県野田市の痛ましい事件の報告があったところでございます。「先生、どうかできませんか」、大変子供の小さな声だと私は思っております。そのような小さな声に寄り添い、また聞く、そういったことはやはり地域、大人等々、学校の

先生等に課せられた責務でもあると思っております。

本市といたしましても、今病院の小児科の先生、また歯科医師の先生とも連絡を取りながら、すぐ疑わしいことがあったら連絡を下さい、報告してくださいということで努めているところでございます。

また、学校におきましても、やはりそういった役目を担うのはスクールカウンセラーであったりスクールソーシャルワーカーということも重々承知をしております。しっかりと学校側、先生とも連絡を取りながら、今後子供たちがいじめや虐待に遭わない、そういった取組を進めてまいりたいと思っております。

子どもの権利擁護機関設置、また設置条例の制定につきましては、もうしばらく国・県の動向を見極めまして、市といたしましても調査・研究をしてみたいと思っております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 市長から力強い御答弁をいただきました。

弥富市でも、これはホームページに公開されています。総合教育会議、これも目を通させていただいて、平均的にですよ、全国でいうところのいじめの件数であるとか、虐待の件数であるとか、不登校の件数にしても、平均よりは少ないんです。これはしっかり、先ほど一番冒頭に部長のほうから御答弁いただいた関係各所の機関がしっかり働いて機能しているものなんだなあとは思いますが。しかし、重大事案というのは突然起こるんですよ。それは、弥富では絶対起こらないなんてことは言えないわけです。全国で件数がずっと増えてきているんですよ。今日は触れませんでしたけど、青少年の自殺というのもまだ過去最高を更新している状況です。

本当に子供たちが生きづらい世の中になってしまっているんじゃないか、いや、なっているんですよ。出生数は少ないのに、大人の目はたくさんあるのに。何せその大人の感覚で大人ファーストじゃないけれども、子供たちが苦しんでいるんじゃないかとかいうのも大人主観なんですよね。本当に子供さん方がその不利益を被ったときにちゃんとSOSを出せる体制、出せる環境で、それ以上にお互いの人権を尊重し合うなんて、だって憲法にうたわれているじゃないですか、基本的人権の尊重って。誰が守るんですか。この国民同士ですよ。もちろん子供さんと親御さんの関係であったとしても、それは絶対守られるべきだし、どうしてもこの野田市と、それ以前にももう一つ事件がありましたけど、保護者という壁が、要はその役所の人たちの足を踏みとどまらせてしまった、大丈夫だからという。所有物じゃないんですよ、子供さんはね。

そういうところの観点からしても権利擁護という一つの考えというか、これを要は法律にしなきゃならない、そういうときが今来ているんだなあ。これをやっぱり謙虚に受け止めて、

しっかりその不利益を得ている子供たちが現実におけるわけですから、一人でも少なくなるように、あらゆる環境を改善するために、子供たちの意見も聞きながら、こども基本法というのは子供の意見を聞くということになっていきますから。わがままを聞くんじゃないですよ。ちゃんとやっていく上で、正しいことについてはしっかり聞いていって、意見交換しながら弥富市独自の、親が子育てしやすいからというよりも、子供がやっぱり弥富から出たくない、ここでやっぱり、そしてまた結婚してもここに帰ってきたいと言えるような、やっぱり心通うような弥富市になっていただくことを切に願ひまして一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後2時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

それでは、セントレア離着陸機の安全対策について質問させていただきます。

先月、市のホームページに、中部国際空港海部地区連絡会が市長の予定として入っております。

どのような組織で、どのような活動を行っているのかお尋ねをいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 中部国際空港海部地区連絡会の会員は、海部地区4市2町1村の長、愛知県都市・交通局航空空港課長及び中部国際空港株式会社役員で地域連携を所管する者をもって組織されております。

活動内容は、中部国際空港に関し、海部地区として広域的対応を図る目的に中部国際空港に係る環境・アクセス等諸問題について協議、情報収集及び連絡調整に関することや、その他会の目的達成に必要な事項を行うこととなっております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 旧海部津島地域7市町村が対象であるというお答えでございますね。

それでは、その会議は5月17日にあったと思いますが、どなたがその場にお出かけになって、どんな話合いがされて、どのぐらいの所要時間を要したのかお尋ねをいたします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 先ほど答弁させていただいた海部4市2町1村の首長、あと愛知県の航空空港課長様、あと中部国際空港株式会社の役員様が出席させていただきまして、

あと事務局として市民生活部長と担当課長とが出席しております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 2名同行されたということで、所要時間はどのくらいだったんですかね。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 所要時間としては、1時間半程度かかっておりました。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） ホームページでもちょっと見させていただきましたけど、親子航空教室とか、そんな催しもされているようで、結構有意義なことをやってみえるなど感心して見ておりました。

それで、次です。大藤小学校の屋上にセントレア中部国際空港が設置した騒音計があると思うんですが、その記録値がホームページ上でも公表されておりますが、市民からの苦情はあるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 2005年の開港以来、約17年間で空港会社や本市の住民から受け付けた航空機騒音や、飛行高度などに関する苦情や相談の総件数は、約160件とのことです。ここ2年余りは、コロナの影響で旅客便の便数が激減しておることもあり、直近2年では1件と伺っております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 17年間経過しましたが、最近全く私もうるさいと思ったことは全然ないわけですが、ただこの地域と降下しつつ南のほうへ、今日も北のほうから南へ向いて今下りておるようですが、南のほうとは随分音の大きさも違うかと思うんですが、それも含めて1件ぐらいしかない。随分機体もかなり静かな機体になりましたし、問題はないと思います。

次です。平成17年にセントレア開港直後、重大な違反を指摘し、その後改善させた経緯がございます。

平成17年開港直後から、夜9時発の日本航空84便ホノルル行きが北向きに離陸上昇しております。

1番の画面をお願いします。

この画面が航空局から出されたセントレアからの離陸経路でございます。

この経路でいきますと、北に離陸上昇し、弥富市内の北部で右旋回し、岡崎上空を通過し、千葉県木更津まで陸域を飛行し、太平洋に出てハワイに向かうコースが設定されております。早い人であるならば就寝時間である夜の9時過ぎに、冬場で窓を閉め切っても室内でジ

ェットエンジンの音が聞こえてくる状況でありました。

セントレア開港前に入手していました大阪航空局発行の96ページに及ぶ、これが実際そうなんですけど、飛行方式の変更の公開文書から、セントレアの離陸機は陸域に達するまでに高度6,000フィート、1フィートが約30センチですから、1,800メートル以上を高度を取らないと陸域には入っていけないルールになっておると、この文書には書いてありました。

ところが陸域とは、弥富の場合は鍋田干拓でございます。それを延々と北に向いて10キロ以上飛んできたのが私が住んでおる弥富の北部地域、ここでおおよそ8,000フィートぐらいなければいかんわなあと、こういうふうに感じておったんですが、毎晩夜9時、上昇してくる日本航空機を見ても到底5,000フィート、1,500メートルも確保されているとは思えませんでした。何度かセントレアに改善を求めましたが、ルール違反そのものを否定しておりました。最後には、根拠でもあるのかと聞き直りとも取れる返答も返ってまいりました。

2番目の画面をお願いいたします。

現在は、これはフライトレーダー24というアプリなんですけど、これは誰でも見ることができます。パソコン、スマホで見られます。これで飛行コースとか高度、速度、飛行方向が確認できますが、当時はそのようなものはございませんでした。目視とせいぜい航空管制の無線交信のモニターぐらいしかありませんでした。

そんな中、中日新聞の記者さんが調査をしてくれると言ってくれました。空港まで出向き取材をしていただき、そうしましたら見事にその場でルール違反を認めた。それとともに、すぐにはできないけど、近々中に改善をしますということで数か月後には改善されました。

そもそもセントレアの出発方式は、当時11のコースが設定されておりました。11の設定コースのうち、さっき出ました岡崎へ抜けていくコース、正規のコースは北側に離陸上昇した後、左旋回して伊勢湾の上空で1回ぐるっと回って、それで高度を稼いでから陸上に入るとい、こういうコースが設定されておったにもかかわらず、当時はボーイング747-300型、7時間分の必要な燃料を積んで、300人以上の乗客を乗せれば当然上昇能力が落ちて、北へ真っすぐ飛んでしまえば6,000フィートなんかとてもじゃないけど高度は稼げないわけです。2か月ぐらいたったら正規なルートに戻って、この問題は解決をしました。

それで、それ以降問題がないかといいますと、そうではありません。

この時期、これからです。夏場になりますと、弥富市の北側から市内を縦断し、着陸態勢に入ります。市役所の東を通過しますと、5分ほどで着陸をいたします。弥富市内の上空は、2分もしないうちに通過し海上に入ります。航空関係者の中では魔の11分間、魔は魔が差すの魔ですね。魔の11分間という言葉があります。離陸後の3分間と着陸前の8分間に、航空機事故が発生する確率が70%以上との数値が公表されております。弥富市内を離陸機が通過することはほとんどありませんが、着陸前の事故が多発すると言われる8分間のうち、2分

間は弥富市内を降下しながら通過していきます。

ここで問題視させていただきたいのは、北側からの着陸機のルール違反でございます。

セントレアのルールでは3,000フィート、約900メートル、これ以下にならないとランディングギア、車輪ですね、これを出してはならないというルールになっております。セントレア着陸機はレーダーで管制を受け、弥富市北部に約4,000フィート、1,200メートルほどにレーダーで誘導されてまいります。滑走路端から3度の角度で計器着陸装置の電波誘導を受け、降下していきます。車輪を出すことができる900メートル、3,000フィートですね。降下する場所は伊勢湾岸高速よりも南側であります。つまり弥富市内で車輪を出せる場所は原則ありません。

2019年の報告では、国内で航空機からの落下物は928件報告されております。落下物の多くは氷の塊です。航空機から漏れた水が上空で凍って、それが着陸直前に落ちていくというケースです。しかもその氷の塊は、航空機が着陸のために胴体から車輪を出す、いわゆる脚下げのときに落ちてくることが多いとのこと。この危険を少しでも回避しようと、海上での脚下げが求められているのであります。

日本の航空会社である日本航空、全日空のルール違反は、私は一度も見たことはございません。大半が外国の航空会社の機体であります。ちなみに成田空港ルールでは、太平洋側、九十九里浜側から着陸態勢に入る航空機は、陸域に入る前、海上、太平洋上で車輪を下ろすことが決められており、市民団体による定期的な監視活動も行われているようでございます。氷の塊は溶けて水になり、蒸発してしまえば証拠は全て消え、被害者も泣き寝入りすることとなりかねません。

そこで質問でございます。

これらのルールは一般市民は全く知りませんし、知る余地もございません。この海部津島地域は、全てが北側からの着陸コースに含まれています。

さきにお答えいただきました中部国際空港海部地区連絡会で、空港会社側からセントレアルールを市民に広く公表させてはいかがでしょうか、どうでしょうか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 航空機が中部国際空港に北側から着陸する際の車輪を出すタイミングの規定などにつきましては、国土交通省が定める航空路誌（A I P）に記載されており、その中で、3,000フィート通過後に脚下げを行うことと記載されております。なお、こちらの情報は、国土交通省の提供するホームページで電子航空路誌が無料で一般に公開されております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） なかなかこういうものを見る機会というのはございませんので、飛行

機を見ればちゃんとルールどおり下りておるなあというふうに皆さんは思ってみえると思います。ところが、そんなに回数多くはありませんけど、たまにもう既にこの辺りで車輪を出す飛行機が実際あるわけです。何度か私もすぐに、先ほど言ったそのアプリで便名を調べて、すぐ注意してくださいと電話したことも何度もございます。

次の質問ですが、大藤小学校の屋上に、さっき申しあげました騒音計ですね。これは航空機の改良が随分進みまして、開港当時からしたら随分静かになり、問題がないように思われます。代わって航空機に対する遠隔監視カメラでも取り付けたいほうが有効であると考えます。連絡会を通じて空港会社に求められてはいかがと思いますが、市の考え方はどうでしょう。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 議員御指摘のお話ですけれども、カメラを設置したらどうかというお話ですが、この海部地区連絡会のほうに一度こういうお話があったということで話をさせていただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） ほとんど騒音計は問題が出ないようでしたら撤去していただいても私はいいと思うんですが、それに代えて監視カメラでもつけて、そちらの監視でもしていただいたほうが有効であると考えますので、一度その空港会社のほうへ御相談していただければありがたいと思います。

弥富市は、北側からの着陸コースは南北10キロメートル以上に及びます。万が一重大事故が発生した場合、対応は策定されているのか。

実は、昨日火災がありまして、私も早い時点で多分2時前だと思うんですけど、1時36分ですか、火災が発生したのは、2時前に現場へ行きまして、佐藤仁志議員とちょっと様子を見守っておりました。ところが昨日の火災ですら辛口に点数をつけても、50点以下しかつけられません。指揮系統がまるまるとできていない。危機管理意識に問題があると感じました。

このような状態で、万が一重大事故が起きた場合にどのようにこれは対応できるのか。非常に心配するところでございますけど、そういったことはある程度頭の隅っこにでもあるのか、いざとなった場合にきちっと対応できるのか、どうなんですか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） まず中部国際空港株式会社に確認させていただきましたところ、航空機事故が起こった場合、国土交通省が事故対応を行うということでした。このため国土交通省が必要に応じて、各種関係機関に対して協力要請をすることとなります。

仮に弥富市管内で墜落事故が発生すれば、多くの市民が巻き込まれるおそれがあります。本市は、市内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、弥富市災害対策本部条例の規定に基づき、災害対策本部を設置することとなっております。このため自然災害以外

でも、市内で小規模もしくは相当規模の事故が発生した場合、市長が必要と認めるときは災害対策本部を設置し、事故情報及び被害状況の把握、それに伴う災害対応を行うとともに、国土交通省をはじめとした各種関係機関からの協力要請に対し、災害対策本部任務分担表に基づいて対応することとなります。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） マニュアルではそのようになっておるかも分かりませんが、現実には事故が起こってしまうと、昨日の火災を見ておる限り、とてもじゃないけどお任せできるような状況ではない。もう少し何とかならないものなのと思って、昨日3時間ほど見ておりました。

17年間経過しまして無事故無違反と言いたいところですが、違反はただ知らないだけ。知る余地もございませんので皆さんは知りませんが、違反は時々起こっておる。

日本国内では、昭和60年の540名が犠牲になった日本航空御巣鷹山墜落事故、平成6年、264名の犠牲者が出ました名古屋空港中華航空機失速墜落事故、成田空港での貨物機の着陸失敗事故で2名の乗務員が犠牲になった。13年前の事故以降は一般乗客、乗員に犠牲者が出る事故は発生しておりません。

しかし、これらの事故原因は、機体の修理ミスやパイロットとコンピューターが相反する操作をしたことによる急上昇、失速墜落事故等、正確な作業や正確な知識の下での操縦であれば防げた事故であり、今後も絶対に起きないという保障はございません。万が一の場合に、適切に対応できるだけの準備はぜひともお願いをしたいと思います。これは回答は求めません。

それでは、2番目の佐古木駅南口ロータリーのその後はということでお伺いいたします。

3番目の写真をお願いいたします。

これは現状、北口のロータリーなんですけど、この写真を見られまして、市長それから部長、課長、どのように、これはロータリーとして機能しているとお考えですか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） お答えします。

現在の佐古木駅北口駅前広場につきましては、コミュニティバスも乗り入れ、限られた台数ではございますが送迎車両の停車スペースもございますので、必要最小限の機能は果たされているものと考えております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 市長、写真を見られましてどうですか、同じ質問ですが。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 佐古木北口駅前広場につきましては、先ほど課長のほうから答弁した

とおりでございます。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 少なくとも、この議場にお見えの方、ちょっと傍聴席が見えませんが、分かりませんが、全員免許証はお持ちだと思います。

道路交通法では、横断歩道の前後5メートルは駐停車禁止なんです。駐車じゃなくて停車も禁止なんです。バスの停留所前後10メートル、これも駐車じゃなくて駐停車禁止です。この法律を当てはめると、先ほどその止めるスペースと言われますけど、止めていい場所はないです。どうですか、課長。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） ただいまの議員御指摘のとおりでございますが、現状はロータリーといたしましては、都市計画決定されている面積といたしましては2,500平米ございますが、ロータリー部分500平方メートル、子宝愛西線も含めて1,000平米程度しか供用されておりませんので、十分な整備とは言えないと認識しております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） さっきの答弁から聞きますと、まるっきりその道路交通法を御存じでなかったと思えるわけですが、この間ちょっと測ってみましたけど、せいぜいオートバイで後ろに乗せてきた人を止められれば止められるぐらいのスペースぐらいしかない。車を停止できるスペースは全くありません。

この程度の道路交通法を分からなければ、もう今日は車を置いてお帰りになって、あしたの朝早速、蟹江警察署へ免許証を返上されたほうがいいと思います。これは全く現在合法的ではありません。市民に対してロータリーをどうぞ御自由にお使いくださいなんて、これは言えません。現実には、警察に違反行為を摘発された事例もありませんが、この法令違反になる事実を知ったにもかかわらず、このまま放置してもいいと思われませんか。市長、どう思われますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今後につきましては、警察とも協議して取決めをしていきたいと思っております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 警察に協議するまでもなく、私、既にこの間警察へどうですかと聞いてきたら、こんなものをくれましたね。いやあ、その状態だったら少なくともいいとは言えませんねという回答をいただいております。これは、たまたまちよっと時間がなかったもので、中川警察の交通課で頂きました。

現状、これは法律違反なんですよね、止めますと。とがめられないからいいという話には

ならないと思うんです。ですから、もうこの法律違反をいかに早くクリアするかということ  
を考えなくちゃいけないと思うんですが、市長、法律学部法律学科を卒業されておりますの  
で、これは市長、こういう法律違反を永遠と放置することはどうですか、どう思われますか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども申し上げましたとおり、蟹江警察署とこの北口駅前広場の取  
扱いについては協議をしてみたいと思っております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 協議するまでもなく違反状態であることは間違いない。

平成15年から運行されておりましたきんちゃんバス、当時は巡回福祉バスと、こういう名  
前がついておったと思うんですが、JR関西線楽平踏切が、車幅1.7メートルまでの規制が  
あったにもかかわらず、2メートルを超えるマイクロバスを弥富町の指示した経路で三重交  
通が1年以上運行していたことが発覚し、大きく報道されました。

このときは、さすがに午前中に発覚したら、もう午後からそのルートは迂回ルートに変更  
されました。対応が非常に速かった。このとき当時の弥富町役場の担当者、担当職員ですね、  
このルートを指示した。バス運転に関わった二十数名の運転手、言われるまで誰も違反状態  
に気がつかなかった。あきれて物が言えませんでした。

最近知った事実、私どもの地元の竜頭公園の遊具が壊れたまま、テープが貼って放ってあ  
ります。何を優先して何を最初に行うのか。口先では安心・安全という言葉が飛び交いま  
すが、どのような行動が適切なのか、市の考えは。

このような状況にあるにもかかわらず、それでも弥富駅の橋上化を、こういったことを放  
っておいても先にやるのか。これはどうなんですか、お答え願います。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員に申し上げます。ただいまの質問は、通告にないもので  
す。通告に従い質問してください。

加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） この程度のことは関連しておりますので、当然お答えになってもいい  
と思うんですが、いいです。お答えができないことでしたら、この程度のこともお答えがで  
きないんだということを市民の方はテレビなり、ユーチューブなり見てそう思われますから  
結構でございます。

次です。以前計画がありました本題の南口広場、この発着想定で計画予定図がたまたま私  
の手元に残っておりました。

これは、きんちゃんバスを南口広場から発着させるという想定で、これは図面が作ってあ  
りまして、きちっとこのバスが回れるようなその図面が出ております。これは、どうして南  
側に持っていこうと、こういうふうにしたのかお答えください。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 平成22年度に作成いたしました当初の整備計画（案）では、佐古木駅南口へのコミュニティバスの乗り入れを検討しておりました。しかし、その後、運行経路の変更等を受けまして、佐古木駅南口の整備方針が変更になったことから、平成25年度に策定いたしました最終的な整備計画案では、コミュニティバスの乗り入れは想定しておりません。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 今から考えますと、これは北側で違法状態なことが分かっておって、これはそのまま市民に知られないうちに南側に移そうかなあとということを考えたのかなあと思わんわけでもないですけど、先ほども申し上げましたように、現状は違法状態が継続しておる。ですから何回も言いますが、北口は一切車を止めてもいいですよとは言えない状態になっております。この辺十分考えられまして、もう一回この南口を再度要望いたします。

過去に計画された駅南口広場の構想は、今後どうされるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 佐古木駅南口駅前広場につきましては、平成25年度に作成した整備計画（案）を基に、平成26年度より土地所有者との用地交渉等を進めておりましたが、既に民間駐車場等の土地利用が図られているなどの理由から土地所有者の理解が得られず、事業化には至っておりません。

現在は、JR・名鉄弥富駅周辺整備を計画的に進めておりますので、佐古木駅南口駅前広場の整備につきましては、事業化の予定はございません。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 用地ができないとこれぐらい簡単に諦めて、もうかれこれ今20年になるかな、ほったらかしにして違法状態をこれ以上継続するということになるんですが、全く好ましい状況とは考えられませんが、優先順位を変えてでもやるということは考えられませんか、市長、お答えください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 北口の状態は、加藤議員から今御説明があったとおりであるならば、ちょっと蟹江警察署とも御協議してまいりたいということで答弁をさせていただいたところでございます。

南口につきましては、課長からも答弁申し上げましたが、過去の経緯もあり、現在は整備の計画には至っていないということでございます。これにつきましても、今後もう少し調査をしてまいりまして、南口のロータリーの必要性については市のほうとしても検討してまいりたいと思っております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 最初に計画した、これは確かに地権者というのは非常に難しい方が1名ございまして、最初から私は無理な話だなあと感じておりました。やっぱり駄目だったかと、こういうふうに思ったわけですが、このくらい簡単に諦められるんだったらJRの弥富駅も諦められれば良いと思うんですが、先ほどから何回も申し上げますけど、現状違法状態でございますから早急にやらないと、市は違法状態を黙認をしておるということになりますので、その分だけは十分御理解いただきたいと思います。

次の質問に参ります。

愛知県農業総合試験場用地の購入後の予定は。

緊急時の避難施設として、どの程度の予算を投じて、どのような避難場所を予定するのかお聞かせください。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 本案件は、旧愛知県農業総合試験場の既存建物の2階部分を緊急時避難場所として指定する予定です。

建物敷地への進入は、西側の隣接道路に加え、東側の楽荘団地からも避難できるようにするために、既存排水路に進入口としてボックスカルバートを設置し、建物敷地までは約160メートルの避難通路を整備する計画です。

楽荘団地からの避難通路等の整備内容については、現在検討中でありますので具体的な予算額は未定であります。今後具体的な整備内容が決まり次第設計し、令和5年度当初予算に計上したいと考えております。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 今初めて聞きましたけど、2階を避難所とするということは、整備学校としてお貸しするという話が進んでおると思うんですが、整備学校のその教室を使うのか、別にその避難所としてのスペースを整備学校以外で確保するのか、どちらなんですか。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 緊急時避難場所として指定を予定しております2階部分については、学校のほうで教室等で使用される予定となっております。ただ、その内容については、今後学校側の改修工事がこれから設計に入るという段階でございますので、その内容をお聞きした上で、市と学校側と調整して具体的な避難場所を指定する形となります。

○議長（平野広行君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） まだ予定がきちっと決まっていないということで、お答えを求めものも無理でございますので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時22分 休憩

午後 4 時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 4 時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 早 川 公 二

同 議員 三 浦 義 光

